

日本福祉大学大学院学則

第1章 総則

(大学院の目的)

第1条 本大学院は、学部における広い教養並びに専門的教育の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、さらに進んで研究指導能力を養い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検、評価に関することは、別に定める。

(課程と専攻の目的)

第3条 本大学院に修士課程と博士課程を置く。

2 修士課程は広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は専攻分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又は高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 専攻の目的は別に定める。

(修業年限等)

第4条 本大学院の修士課程の標準修業年限は2年、後期3年のみの博士課程の標準修業年限は3年とする。

2 本大学院に在学できる最長年数は、修士課程にあつては4年、後期3年のみの博士課程にあつては6年とする。

ただし、修士課程（通信教育）に在学できる最長年数は6年とする。

(研究科)

第5条 本大学院に次の研究科、専攻及び課程を置く。

社会福祉学研究科

社会福祉学専攻修士課程（通信教育）

心理臨床専攻修士課程

医療・福祉マネジメント研究科

医療・福祉マネジメント専攻修士課程

国際社会開発研究科

国際社会開発専攻修士課程（通信教育）

看護学研究科

看護学専攻修士課程

スポーツ科学研究科

スポーツ科学専攻修士課程

福祉社会開発研究科

社会福祉学専攻博士課程

福祉経営専攻博士課程

国際社会開発専攻博士課程 (通信教育)

- 2 福祉社会開発研究科は、後期3年のみの博士課程 (以下「博士課程」という) とする。
- 3 福祉社会開発研究科国際社会開発専攻博士課程 (通信教育) に関する規程は、別に定める。
- 4 社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程 (通信教育) に関する規程は、別に定める。
- 5 国際社会開発研究科国際社会開発専攻修士課程 (通信教育) に関する規程は、別に定める。

(収容定員)

第6条 各研究科の収容定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻修士課程 (通信教育)	30名	60名
	心理臨床専攻修士課程	10名	20名
医療・福祉マネジメント研究科	医療・福祉マネジメント専攻修士課程	30名	60名
国際社会開発研究科	国際社会開発専攻修士課程 (通信教育)	25名	50名
看護学研究科	看護学専攻修士課程	10名	20名
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻修士課程	10名	20名
福祉社会開発研究科	社会福祉学専攻博士課程	8名	24名
	福祉経営専攻博士課程	2名	6名
	国際社会開発専攻博士課程 (通信教育)	4名	12名

第2章 授業科目及び履修方法

(教育方法)

第7条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導 (以下「研究指導」という) によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第8条 大学院の課程において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

(授業科目・研究指導及び単位数)

第9条 各研究科における授業科目、単位数は別表1のとおりとする。履修方法は各

研究科において別に定める。

(研究指導)

第10条 研究科委員会は、研究指導のために、各学生ごとに指導教員を定める。

2 研究指導およびその履修方法については、各研究科において別に定める。

(単位の計算方法)

第11条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義・演習については、1時間の講義・演習に対し、教室外の2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義・演習をもって1単位とする。

(2) 実習については、毎週3時間15週の実習をもって1単位とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第12条 研究科委員会において教育研究上有益と認めるときは、本大学院の第1年次に入学した者が、入学前に大学院において学修及び修得した単位は、10単位を超えない範囲で本大学院で修得した単位として認定することができる。

(他の研究科・専攻又は他の大学院における授業科目の履修)

第13条 研究科委員会において教育研究上有益と認められたときは、本大学院の定めるところにより、本大学院の他の研究科又は専攻、若しくは他の大学院の授業科目を、当該大学院研究科・専攻とあらかじめ協議の上、合計して10単位を超えない範囲で履修させることができる。

2 前項により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で所属する研究科・専攻において履修したものとみなすことができる。

(留学)

第14条 研究科委員会において教育研究上有益と認めるときは、外国における正規の高等教育機関で、学位授与権を有する大学の大学院、又はこれに相当する教育研究機関とあらかじめ協議の上、当該大学院等の授業科目を履修させることができる。

2 留学期間は修業年限及び在学年数に算入できる。

3 留学により履修した授業科目の単位は、前条において履修した単位とあわせて10単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第15条 研究科委員会は、修士課程について、指導教授が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、当該大学院又は研究所等において研究指導を受けることを許可することができる。

2 前項に規定する研究指導を受ける期間は、1年以内とする。

(資格)

第16条 社会福祉学研究科心理臨床専攻で公認心理師国家試験受験資格を取得しようとする者は、公認心理師法及び同法施行規則に定める、所定の要件を満たした者が、所要の

単位を修得しなければならない。資格取得に係る履修に関する規則は別に定める。

- 2 スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻で教員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。ただし、本大学院入学前に中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）を有する者に限る

本大学院において取得できる教員免許状の種類（教科）は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教員免許状の種類	免許教科
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	中学校教諭専修免許状	保健体育
		高等学校教諭専修免許状	保健体育

第3章 試験・課程修了の認定及び学位の授与

(単位の認定)

第17条 履修授業科目に対する単位の認定は、試験又は研究報告等の結果、第18条に定める合格の評価を受けたものに対して行う。

- 2 履修授業科目を受講し合格の評価を得ても、学費未納除籍又は学費未納退学となった者は、単位認定を受けることができない。

(試験)

第18条 授業科目の試験は研究科委員会が定める方法により、適当と認められる時期に行う。

- 2 やむを得ない理由で前項に定める試験を受けることができなかった者は、研究科委員会の承認を得て追試験を受けることができる。

(成績評価)

第19条 試験成績及び学位論文審査の評価、判定は、次のとおりとする。

(1)科目試験

評価	判定
A	合格
B	合格
C	合格
D	不合格

(2)論文審査

①修士課程

評価	判定
S	合格

A	合格
B	合格
C	合格
D	不合格

②博士課程

判定
合格
不合格

2. 本条第1項第1号に規定する評価以外に、研究指導科目や単位認定科目等に合格した場合は「G（合格）」で評価することがある。また、入学前に大学院等で修得した科目等を認定された場合は「N（認定）」で評価する。

(修士課程の修了要件)

第20条 修士課程に2年以上在学し、別に定める履修方法に従い、医療・福祉マネジメント専攻、看護学専攻、及びスポーツ科学専攻においては30単位以上、心理臨床専攻においては43単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出しその審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。

- 2 特に優れた研究業績を上げた者の在学期間は、前項の規定に関わりなく修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 研究科委員会において適当と認めるときは、特定の課題の研究成果の審査をもって前項の修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程の修了要件)

第21条 博士課程に3年以上在学し、当該研究科の定める所定の科目を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出しその審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。

- 2 特に優れた研究業績を上げた者の在学期間は、前項の規定に関わりなく博士課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

(課程修了の認定)

第22条 課程修了の認定は、研究科委員会の議にもとづき学長が行う。

(学位の授与)

第23条 本大学院の修士課程または博士課程を修了した者には、本学学位規則により学位を授与する。

(学位の区分)

第24条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

研究科	専攻	学位
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻修士課程 (通信教育)	修士 (社会福祉学)
	心理臨床専攻修士課程	修士 (心理臨床)
医療・福祉マネジメント 研究科	医療・福祉マネジメント専攻修士課程	修士 (医療・福祉マネジメント)
国際社会開発研究科	国際社会開発専攻修士課程 (通信教育)	修士 (開発学)
看護学研究科	看護学専攻修士課程	修士 (看護学)
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻修士課程	修士 (スポーツ科学)
福祉社会開発研究科	社会福祉学専攻博士課程	博士 (社会福祉学)
	福祉経営専攻博士課程	博士 (福祉経営)
	国際社会開発専攻博士課程 (通信教育)	博士 (開発学)

第4章 学年・学期及び休業日

(学年)

第25条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第26条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月15日まで

後学期 9月16日から翌年3月31日まで

2 学長が必要と認めた場合は、前項の期間を臨時に変更することができる。

(休業日)

第27条 休業日を次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に定める日
- (3) 本学創立記念日 6月6日
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日

2 学長が必要と認めた場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第5章 入学・休学・復学・転学・退学・除籍及び満期退学

(入学の時期)

第28条 入学の時期は、学年始とする。ただし、教育上必要がある場合には後期の始とすることができる。

(修士課程の入学資格)

第29条 本大学院の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院において、大学に3年以上在学し所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- (7) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(博士課程の入学資格)

第30条 本大学院の博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- (5) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第31条 入学志願者は所定の入学願書に第8章第50条に定める入学検定料及び指定する書類を添えて所定の期日までに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第32条 入学志願者に対し選考試験を行う。

(入学手続)

第33条 前条により入学を許可された者は、指定の期日までに在学誓書及び所定の書類を提出し、第51条に定める学費を納めなければならない。

2 入学を許可された者が前項に定める手続を行わないときは、入学許可はその効力

を失う。

(二重学籍の禁止)

第34条 学校教育法に定める他の大学院、大学、短期大学等に正規学生、専攻科生、別科生、研究生として在籍する者は、本学大学院に正規学生又は研究生として入学できない。

2 本学大学院に正規学生又は研究生として在籍する者は、学校教育法に定める他の大学院、大学、短期大学等の正規学生、専攻科生、別科生、研究生として在籍できない。

(休学)

第35条 疾病又はやむを得ない理由により1学期間以上就学することができない者に対して休学を許可することがある。

2 休学の許可を受けようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署の上願い出なければならない。

(休学期間)

第36条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、休学期間の延長を認めることがある。

2 休学期間は通算して、修士課程においては2年、博士課程においては3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には通算休学期間の延長を認めることがある。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第37条 休学期間が満了した者及び休学期間満了以前に復学しようとする者は、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

(転入学)

第38条 他の大学院の学生が、所属の大学の承認書を添えて本大学院に転学を志願したときは、学年の始めに限り、選考の上、これを許可することがある。

2 前項の転入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、研究科委員会において審査の上、その一部または全部を認める。

(転学)

第39条 本大学院の学生が、他の大学院に転学を志願しようとするときは、あらかじめ許可を得なければならない。

(退学)

第40条 疾病又はやむを得ない理由により退学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第41条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

(1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

- (2) 第4条第2項に定める在学年数を超えた者
- (3) 第36条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 死亡した者

(再入学)

第42条 第40条により退学した者又は前条第1号により除籍された者が、1年以内に保証人連署をもって再入学を願い出たときは、選考の上再入学を許可することがある。

(満期退学)

第43条 本大学院研究科博士課程に3年以上在学し、学位請求論文執筆資格審査に合格しその資格を有する者の退学を満期退学という。

- 2 満期退学した者は、最初に博士課程に入学した日から学位申請のために再入学した日の属する学期末までの期間が6年以内(休学期間を含まず)である場合に限り、再入学して課程による博士学位の授与申請ができるものとする。

第6章 研究生・委託生・特別聴講生・科目等履修生・外国人留学生

(研究生)

第44条 本大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、教育・研究に支障のない限り選考の上、研究生として許可する。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学院修了者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究生の検定料等納付金については別表2のとおりとする。

(委託生)

第45条 公共団体又は他の機関より本大学院の特定の授業科目について、修学を委託されたときは、選考の上委託生として入学を許可する。

- 2 委託生として採用できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 委託生の検定料等納付金については別表3のとおりとする。

(特別聴講生)

第46条 研究科委員会においてあらかじめ他大学の大学院と協議して、双方の承認が得られたときは、他大学の大学院学生で本大学院の授業科目を履修しようとする者を特別聴講生として聴講を許可することがある。

- 2 前項により履修できる単位は10単位を限度とする。
- 3 特別聴講生の検定料等納付金については別表3のとおりとする。

(科目等履修生)

第47条 本大学院の授業科目のうち、1科目又は数科目を履修し、かつ単位取得を希望する者があるときは、選考の上科目等履修生として入学を許可する。

- 2 科目等履修生が履修した授業科目について、試験を受け合格したときは、所定の単位を与えるものとする。
- 3 科目等履修生の検定料等納付金については別表4のとおりとする。

(外国人留学生)

第48条 第29条及び第30条に規定する入学資格を取得した外国籍の者で、本大学院に入学を志願する者は、選考の上外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生には、学生に関する規定のすべてを準用する。

第7章 履修証明プログラム

(履修証明プログラム)

第49条 本学大学院の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学大学院に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

- 2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
- 3 履修証明プログラム履修生の検定料等納付金は、別に定める。

第8章 検定料・学費

(入学検定料)

第50条 入学検定料は別表5のとおりとする。

(学費)

第51条 学費は別表6のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、実習費等を徴収することがある。
- 3 休学者(休学期間が学期初めから、学期末までの全期間にわたる場合)については当該学期の学費は徴収しない。ただし、在籍料を徴収する。在籍料は別表7の通りとする。
- 4 再入学の申請にあたっては、別表8に定める再入学審査料を納めなければならない。
- 5 学費の納付および学費減免に関する規則は別に定める。

(納付した検定料・学費)

第52条 納付された検定料・学費は一切返還しない。

第9章 賞罰

(表彰)

第53条 学生で他の模範となる行為があった場合は、表彰することがある。

(懲戒)

第54条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、その情状により次の懲戒を加える。

- (1) 訓告
 - (2) 停学
 - (3) 退学
- 2 前項第3号の退学は、次の各号の一に該当する者に対して命ずる。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り卒業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第10章 教員組織及び運営組織

(指導教員)

第55条 本大学院における授業及び研究指導は、主として本大学の教授が担当するものとし、准教授がこれを担当することができるものとする。

2 大学院担当教員に関する規則は別にこれを定める。

(大学院委員会)

第56条 本大学院に大学院委員会を置く。

- 2 本大学院委員会に大学院委員長を置く。
- 3 大学院委員会は次の事項を審議する。
 - (1) 大学院学則等の変更に関する事項
 - (2) その他大学院に関する重要事項
- 4 大学院委員会の運営等に関する事項は別に定める。

(研究科委員会)

第57条 本大学院研究科の管理運営のため研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に研究科長を置く。
- 3 研究科委員会の運営等に関する規則は別に定める。

(研究科委員会の審議事項)

第58条 研究科委員会は次に掲げる事項について審議結果を学長に進達し、学長が決定する。

- (1) 入学試験に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 課程修了の認定に関する事項
- (4) 学位論文の審査に関する事項
- (5) 学位授与に関する事項

- (6) 学生の身分に関する事項
- (7) 大学院担当教員に関する事項
- (8) 大学評議会が審議し、学長が必要と認める事項
- (9) その他、研究科委員会が必要と認める事項

(事務組織)

第59条 大学院の事務を処理するため、若干名の職員を置く。

第11章 附属施設

(図書館・研究所の利用)

第60条 本大学院学生は、その研究目的を達成するために、本大学の図書館・研究所を利用することができる。

(厚生保健施設の利用)

第61条 本大学院学生は、大学の保健室、その他の厚生施設を利用することができる。

附 則

- 1 この学則は、昭和44年4月1日からこれを実施する。
- 2 この学則は、昭和49年4月1日から改正施行する。
ただし、この学則の施行の際現に在学する者に係る学費の額は、改正後の学則（以下「新学則」という。）第27条第1項の規定にも関わらず従前の例による。
なお、この学則の施行の日以後において、再入学及び復学をした者に係る学費の額は、新学則第27条第1項の規定に関わらず、当該者の属する年次の在学者に係わる額と同額とする。また、入学検定料の額は昭和48年10月1日より改正施行するものとする。
- 3 この学則は、昭和49年10月1日から一部改正施行する。
- 4 この学則は、昭和50年4月1日から一部改正施行する。
- 5 この学則は、昭和50年10月20日から一部改正施行する。
- 6 この学則は、昭和51年10月1日から一部改正施行する。
- 7 この学則は、昭和53年4月1日から一部改正施行する。
ただし、入学検定料の額は昭和52年10月1日から改正施行するものとする。
- 8 この学則は、昭和54年4月1日から改正施行する。
ただし、この学則の施行の際現に在学する者に係る学費の額は、改正後の学則（以下「新学則」という。）第27条第1項の規定にも関わらず従前の例による。
なお、この学則の施行の日以後において、再入学及び復学をした者に係る学費の額は、新学則第27条第1項の規定に関わらず、当該者の属する年次の在学者に係わ

る額と同額とする。また、入学検定料の額は昭和53年10月1日から改正施行するものとする。

9 この学則は、昭和54年10月1日から一部改正施行する。

10 この学則は、昭和56年4月1日から一部改正施行する。

11 この学則は、昭和56年10月1日から一部改正施行する。

12 この学則は、昭和57年4月1日から改正施行する。

ただし、この学則の施行の際現に在学する者に係わる学費の額は、改正後の学則(以下「新学則」という。)第27条第1項の規定にも関わらず従前の例による。

なお、この学則の施行の日以後において、再入学及び復学をした者に係わる学費の額は、新学則第27条第1項の規定に関わらず、当該者の属する年次の在学者に係わる額と同額とする。

13 この学則は、昭和58年4月1日から一部改正施行する。

14 この学則は、昭和59年4月1日から改正施行する。

ただし、この学則の施行の際現に在学する者に係わる学費の額は、改正後の学則(以下「新学則」という。)第27条第1項の規定にも関わらず従前の例による。

なお、この学則の施行の日以後において、再入学及び復学をした者に係わる学費の額は、新学則第27条第1項の規定に関わらず、当該者の属する年次の在学者に係わる額と同額とする。

15 この学則は、昭和60年10月1日から一部改正施行する。

16 この学則は、昭和61年10月1日から一部改正施行する。

17 この学則は、昭和63年4月1日から改正施行する。

ただし、この学則の施行の際現に在学する者に係わる学費の額は、改正後の学則(以下「新学則」という。)第27条第1項の規定にも関わらず従前の例による。

なお、この学則の施行の日以後において、再入学及び復学をした者に係わる学費の額は、新学則第27条第1項の規定に関わらず、当該者の属する年次の在学者に係わる額と同額とする。

18 この学則は、平成元年10月1日から一部改正施行する。

19 この学則は、平成2年4月1日から改正施行する。平成元年度以前の入学者は従前の例による。なお、この学則施行の日以後において、再入学及び復学をした者に係わる学費は新学則第28条第1項の規定に関わらず、当該者の属する年次の在学者に係わる額と同額とする。

20 この学則は、平成2年10月1日から一部改正施行する。

21 この学則は、平成3年4月1日から一部改正施行する。

22 この学則は、平成4年4月1日から改正施行する。

23 この学則は、平成5年5月1日から改正施行する。

24 この学則は、平成6年4月1日から改正施行する。

- 25 この学則は、平成7年4月1日から改正施行する。
- 26 この学則は、平成8年4月1日から改正施行する。
平成7年度以前の入学者は、第46条を除き従前の例による。
また、第8条については平成7年度以前の学生にも適用するが、入学年度による適用範囲は別に定める。
- 27 この学則は、平成9年4月1日から改正施行する。
平成8年度以前の入学者は、第46条を除き従前の例による。
- 28 この学則は、平成10年4月1日から改正施行する。
平成9年度以前の入学者は、第46条を除き従前の例による。
- 29 この学則は、平成11年4月1日から改正施行する。
平成10年度以前の入学者は、第47条については別に定める。
- 30 この学則は、平成11年12月18日から改正施行する。
- 31 この学則は、平成12年4月1日から改正施行する。
平成11年度以前の入学者については、第8条の適用範囲を別に定める。
- 32 この学則は、平成13年4月1日から改正施行する。
- 33 この学則は、平成14年4月1日から改正施行する。
- 34 この学則は、平成15年4月1日から改正施行する。
- 35 この学則は、平成16年4月1日から改正施行する。
- 36 この学則は、平成17年4月1日から改正施行する。
- 37 この学則は、平成18年4月1日から改正施行する。
- 38 この学則は、平成19年4月1日から改正施行する。
ただし、社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士前・後期課程、情報・経営開発研究科博士前・後期課程及び国際社会開発研究科国際社会開発専攻博士前・後期課程（通信教育）の平成18年度以前の入学者については従前の例による。
また、社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士後期課程、情報・経営開発研究科博士後期課程及び国際社会開発研究科国際社会開発専攻博士後期課程（通信教育）は、本学則第5条の規程に関わらず平成21年3月31日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在学しなくなり、かつ第41条に定める満期退学者の課程博士の学位申請期間が失効するまで存続するものとする。
なお、情報・経営開発研究科情報・経営開発専攻博士前期課程は、本学則第5条の規程に関わらず、平成20年3月31日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在学しなくなるまで存続するものとする。
- 39 この学則は、平成20年4月1日から改正施行する。
- 40 この学則は、平成21年4月1日から改正施行する。
なお、社会福祉学研究科福祉マネジメント専攻修士課程、福祉経営・環境情報研究科福祉経営専攻修士課程及び人間環境情報専攻修士課程の平成20年度以前の入学者

については従前の例による。ただし、社会福祉学研究科福祉マネジメント専攻修士課程の授業科目・単位数は、当該年度の「社会福祉学研究科授業科目履修規程」の定めるところによる。

41 この学則は、平成22年4月1日から改正施行する。

42 この規則は、平成23年4月1日から改正施行する。

43 この規則は、平成24年4月1日から改正施行する。

44 この規則は、平成25年4月1日から改正施行する。

45 この規則は、平成26年4月1日から改正施行する。

46 この規則は、平成26年6月30日から改正施行する。

なお、社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程、国際社会開発研究科国際社会開発専攻修士課程(通信教育)の平成26年度以前の入学者については従前の例による。

47 この規則は、平成27年4月1日から改正施行する。

48 この規則は、平成28年4月1日から改正施行する。

49 この規則は、平成29年4月1日から改正施行する。なお、平成28年度以前の入学者は、従前の例による。

50 この学則は、平成30年4月1日から改正施行する。なお、平成29年度以前の入学者は、従前の例による。

51 この学則は、平成31年4月1日から改正施行する。なお、平成30年度以前の入学者は、従前の例による。

52 この規則は、平成32年4月1日から改正施行する。なお、平成31年度以前の入学者は、従前の例による。

53 この規則は、令和3年4月1日から改正施行する。

別表 1-(1) (第9条関係) 社会福祉学研究科 心理臨床専攻修士課程授業科目

授業科目名		単位
臨床心理 基礎必修科目	[臨床心理学の基礎理念と基礎技法を学ぶ科目群]	
	臨床心理学特論	4
	臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	2
	臨床心理面接特論Ⅱ	2
	臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2
	臨床心理査定演習Ⅱ	2
	臨床心理基礎実習	2
	臨床心理実習Ⅰ-① (心理実践実習)	2
	臨床心理実習Ⅰ-② (心理実践実習)	4
	臨床心理実習Ⅰ-③ (心理実践実習)	4
臨床心理実習Ⅱ	1	
臨床心理 選択必修科目	[臨床心理学研究法と統計的手法を学ぶ科目群]	
	心理学研究法特論	2
	心理統計法特論	2
	[人格と発達を学ぶ科目群]	
	発達心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2
	人格心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2
	[心理臨床と社会の関わりを学ぶ科目群]	
	社会心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2
	犯罪心理および被害者支援特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2
	[心の病理と生涯発達を学ぶ科目群]	
	精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2
	障害者 (児) 心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2
	老年心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2
[心理療法と地域的援助を学ぶ科目群]		
心理療法特論Ⅰ	2	
心理療法特論Ⅱ	2	
投映法特論	2	
社会福祉関係 選択必修科目	[臨床心理学の近接領域としての社会福祉基礎理論・社会福祉臨床を学ぶ科目群]	
	ソーシャルワーク論	2
	精神保健福祉論	2
	福祉サービスマネジメント概論	2
公認心理師 選択必修科目	産業・労働心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2
	心の健康教育特論 (心の健康教育に関する理論と実践)	2
	学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2
研究指導科目	[修士論文執筆を中心に心理臨床の研究指導を行う科目]	
	心理臨床研究演習Ⅰ	2
	心理臨床研究演習Ⅱ	4

別表1-(2) (第9条関係)

医療・福祉マネジメント研究科 医療・福祉マネジメント専攻修士課程

群	区分	授業科目名	単位
講義	導入科目	私の研究テーマと研究方法	2
	基礎科目	福祉サービスマネジメント概論	2
		経営管理概論	2
		研究方法概論	2
	専門科目	ソーシャルワーク論	2
		ケアマネジメント論	2
		保健・医療・福祉サービス論	2
		地域福祉論	2
		福祉教育方法論	2
		人材マネジメント論	2
		マーケティング論	2
		医療福祉経営論	2
		会計学	2
		経営分析論	2
		福祉産業論	2
		社会福祉政策論	2
		医療福祉経済論	2
		医療福祉政策論	2
		精神保健福祉論	2
スーパービジョン論		2	
プログラム評価論	2		
福祉サービスマネジメント特講Ⅰ	2		
福祉サービスマネジメント特講Ⅱ	2		
演習	基礎科目	基礎演習	2
	専門科目	専門演習Ⅰ	4
		専門演習Ⅱ	4
	ケースメソッド演習	2	
研究指導	基礎科目	研究基礎	2
	研究科目	特別研究	4
		実践研究	4

別表1-(3) (第9条関係)

看護学研究科 看護学専攻修士課程

区分	授業科目名	単位
共通科目	看護学研究方法特論Ⅰ	2
	看護学研究方法特論Ⅱ	2
	看護教育特論	2
	看護理論特論	2
	保健医療福祉システム特論	2
	家族支援特論	2
	地域協働特論	2
	国際フォレンジック看護学特論	2

専門科目	看護方法学領域	看護方法学特論	2
		看護方法学実践論	2
		看護方法学特論演習	4
	成人看護学領域	成人看護学特論	2
		成人看護学実践論	2
		成人看護学特論演習	4
	精神看護学領域	精神看護学特論	2
		精神看護学実践論	2
		精神看護学特論演習	4
	地域看護学領域	地域看護学特論	2
		地域看護学実践論	2
		地域看護学特論演習	4
	老年看護学領域	老年看護学特論	2
		老年看護学実践論	2
		老年看護学特論演習	4
	ウイメンズヘルス看護学領域	ウイメンズヘルス看護学特論	2
		ウイメンズヘルス看護学実践論	2
		ウイメンズヘルス看護学特論演習	4
	小児看護学領域	小児看護学特論	2
		小児看護学実践論	2
		小児看護学特論演習	4
研究科目	特別研究	8	

別表1-(4) (第9条関係) スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻修士課程授業科目

区分	授業科目名	単位	
基礎科目	研究方法論科目	スポーツ科学研究方法特論 2	
	スポーツふくし・文化科目群	スポーツ共生社会特論	2
		スポーツインテグリティ特論	2
		障害者スポーツ実践特論	2
発育発達学特論		2	
専門科目	身体運動・コーチ科学科目群	身体運動学特論	2
		スポーツコーチング特論	2
		スポーツ心理学特論	2
		スポーツメンタルトレーニング特論	2
		実践トレーニング特論	2
		環境生理学特論	2
		スポーツ理学療法学特論	2
		スポーツ医学特論	2
		スポーツ栄養学特論	2
	スポーツ人文・社会科学科目群	スポーツ哲学特論	2
		スポーツ史特論	2
		スポーツ社会学特論	2
		スポーツビジネス特論	2

		スポーツマネジメント特論	2
		スポーツ人類学特論	2
		保健体育科教育特論	2
展開科目	身体運動・ コーチ科学 科目群	スポーツコーチング演習 A スポーツコーチング演習 B	2 2
	スポーツ人 文・社会科学 科目群	スポーツフィールドスタディ演習 A スポーツフィールドスタディ演習 B	2 2
研究指導科目		スポーツ科学研究 I スポーツ科学研究 II スポーツ科学研究 III	2 2 2

別表 1-(5) (第9条関係) 福祉社会開発研究科 社会福祉学専攻博士課程授業科目

授業科目の区分	授業科目名
社会福祉領域	社会福祉理論・歴史特別研究 社会福祉政策・計画論特別研究 社会福祉実践・援助論特別研究

別表 1-(6) (第9条関係) 福祉社会開発研究科 福祉経営専攻博士課程授業科目

授業科目の区分	授業科目名
福祉経営領域	医療福祉経営研究 総合経営研究

別表2 (第44条関係)

検 定 料	10,000 円
入 学 金	20,000 円
研 究 料 (年 額)	60,000 円

別表3 (第45条、第46条関係)

	委 託 生	特別聴講生
検 定 料	10,000 円	10,000 円
登 録 料	0 円	20,000 円
履 修 料 (1 科目)	40,000 円	40,000 円

別表4 (第47条関係)

検 定 料	10,000 円
登 録 料	20,000 円
履 修 料 (1 単位)	10,000 円

別表5 (第50条関係)

入学検定料	35,000 円
-------	----------

別表6 (第51条関係)

社会福祉学研究科 心理臨床専攻 修士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授 業 料 (年 額)	700,000 円
施設維持費 (年 額)	100,000 円
実習費 (年額)	40,000 円

医療・福祉マネジメント研究科 医療・福祉マネジメント専攻 修士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授 業 料 (年 額)	680,000 円
施設維持費 (年 額)	100,000 円

看護学研究科 看護学専攻 修士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授 業 料 (年 額)	800,000 円
施設維持費 (年 額)	150,000 円

スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 修士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授 業 料 (年 額)	600,000 円
施設維持費 (年 額)	142,500 円

福祉社会開発研究科 社会福祉学専攻 博士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授 業 料 (年 額)	810,000 円
施設維持費 (年 額)	140,000 円

福祉社会開発研究科 福祉経営専攻 博士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授 業 料 (年 額)	810,000 円
施設維持費 (年 額)	140,000 円

1. 社会福祉学研究科心理臨床専攻、並びに医療・福祉マネジメント研究科修士課程、看護学研究科看護学専攻修士課程、及びスポーツ科学研究科スポーツ科学専攻修士課程入学金について、本学学部卒業生は半額とする。中央福祉専門学校、高浜専門学校、付属高校の卒業生も同様に適用する。

2. 大学院博士課程入学金について、本学修士課程の修了者は免除する。

別表 7

在籍料 (1 学期につき)	30,000 円
---------------	----------

別表 8

再入学審査料	35,000 円
--------	----------

日本福祉大学大学院学則の変更の事由および変更点について

1. 変更の事由

新たにスポーツ科学研究科スポーツ科学専攻修士課程を設置するため。

2. 変更内容

1) 第5条の「看護学研究科看護学専攻修士課程」の次に「スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻修士課程」を加える。

2) 第6条の「看護学研究科 看護学専攻修士課程 入学定員 10名 収容定員 20名」の次に「スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻修士課程 入学定員 10名 収容定員 20名」を加える。

3) 第16条の第2項に以下を加える。「2 スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻で教員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。ただし、本大学院入学前に中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）を有する者に限る」

本大学院において取得できる教員免許状の種類（教科）は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教員免許状の種類	免許教科
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	中学校教諭専修免許状	保健体育
		高等学校教諭専修免許状	保健体育

4) 第20条に「、及びスポーツ科学専攻」を加える。

5) 第24条の「看護学研究科 看護学専攻修士課程 修士（看護学）」の次に「スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻修士課程 修士（スポーツ科学）」を加える。

6) 附則として、「53 この学則は、令和3年4月1日から改正施行する」を加える。

7) 別表1-（4）に、スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻修士課程の授業科目及び単位数を加える。

8) 上記7)に伴い別表1-（4）を別表1-（5）に、別表1-（5）を別表1-（6）に変更する。

9) 別表6「看護学研究科 看護学専攻 修士課程」の下に、「スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 修士課程」の入学料、授業料、施設維持費を加える。

10) 別表6の第1項に「、及びスポーツ科学研究科スポーツ科学専攻修士課程」を加える。

3. 変更時期

令和3（2021）年4月1日より改正施行

4. 新旧対照表

別紙「日本福祉大学大学院学則（新旧対照表）」のとおり

日本福祉大学大学院学則（新旧対照表）

新	旧																																						
<p>第1条～第4条 （省略）</p> <p>（研究科）</p> <p>第5条 本大学院に次の研究科、専攻及び課程を置く。</p> <p>社会福祉学研究科</p> <p style="padding-left: 20px;">社会福祉学専攻修士課程（通信教育）</p> <p style="padding-left: 20px;">心理臨床専攻修士課程</p> <p>医療・福祉マネジメント研究科</p> <p style="padding-left: 20px;">医療・福祉マネジメント専攻修士課程</p> <p>国際社会開発研究科</p> <p style="padding-left: 20px;">国際社会開発専攻修士課程（通信教育）</p> <p>看護学研究科</p> <p style="padding-left: 20px;">看護学専攻修士課程</p> <p><u>スポーツ科学研究科</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>スポーツ科学専攻修士課程</u></p> <p>福祉社会開発研究科</p> <p style="padding-left: 20px;">社会福祉学専攻博士課程</p> <p style="padding-left: 20px;">福祉経営専攻博士課程</p> <p style="padding-left: 20px;">国際社会開発専攻博士課程（通信教育）</p> <p>2～5 （省略）</p> <p>（収容定員）</p> <p>第6条 各研究科の収容定員は次のとおりとする。</p>	<p>第1条～第4条 （省略）</p> <p>（研究科）</p> <p>第5条 本大学院に次の研究科、専攻及び課程を置く。</p> <p>社会福祉学研究科</p> <p style="padding-left: 20px;">社会福祉学専攻修士課程（通信教育）</p> <p style="padding-left: 20px;">心理臨床専攻修士課程</p> <p>医療・福祉マネジメント研究科</p> <p style="padding-left: 20px;">医療・福祉マネジメント専攻修士課程</p> <p>国際社会開発研究科</p> <p style="padding-left: 20px;">国際社会開発専攻修士課程（通信教育）</p> <p>看護学研究科</p> <p style="padding-left: 20px;">看護学専攻修士課程</p> <p>福祉社会開発研究科</p> <p style="padding-left: 20px;">社会福祉学専攻博士課程</p> <p style="padding-left: 20px;">福祉経営専攻博士課程</p> <p style="padding-left: 20px;">国際社会開発専攻博士課程（通信教育）</p> <p>2～5 （省略）</p> <p>（収容定員）</p> <p>第6条 各研究科の収容定員は次のとおりとする。</p>																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">研究科</th> <th style="width: 20%;">専攻</th> <th style="width: 15%;">入学定員</th> <th style="width: 15%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">社会福祉学研究科</td> <td>社会福祉学専攻修士課程（通信教育）</td> <td style="text-align: center;">30名</td> <td style="text-align: center;">60名</td> </tr> <tr> <td>心理臨床専攻修士課程</td> <td style="text-align: center;">10名</td> <td style="text-align: center;">20名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療・福祉マネジメント研究科</td> <td>医療・福祉マネジメント専攻修士課程</td> <td style="text-align: center;">30名</td> <td style="text-align: center;">60名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国際社会開発研究科</td> <td>国際社会開発専攻修士課程（通信教育）</td> <td style="text-align: center;">25名</td> <td style="text-align: center;">50名</td> </tr> </tbody> </table>	研究科	専攻	入学定員	収容定員	社会福祉学研究科	社会福祉学専攻修士課程（通信教育）	30名	60名	心理臨床専攻修士課程	10名	20名	医療・福祉マネジメント研究科	医療・福祉マネジメント専攻修士課程	30名	60名	国際社会開発研究科	国際社会開発専攻修士課程（通信教育）	25名	50名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">研究科</th> <th style="width: 20%;">専攻</th> <th style="width: 15%;">入学定員</th> <th style="width: 15%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">社会福祉学研究科</td> <td>社会福祉学専攻修士課程（通信教育）</td> <td style="text-align: center;">30名</td> <td style="text-align: center;">60名</td> </tr> <tr> <td>心理臨床専攻修士課程</td> <td style="text-align: center;">10名</td> <td style="text-align: center;">20名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療・福祉マネジメント研究科</td> <td>医療・福祉マネジメント専攻修士課程</td> <td style="text-align: center;">30名</td> <td style="text-align: center;">60名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国際社会開発研究科</td> <td>国際社会開発専攻修士課程（通信教育）</td> <td style="text-align: center;">25名</td> <td style="text-align: center;">50名</td> </tr> </tbody> </table>	研究科	専攻	入学定員	収容定員	社会福祉学研究科	社会福祉学専攻修士課程（通信教育）	30名	60名	心理臨床専攻修士課程	10名	20名	医療・福祉マネジメント研究科	医療・福祉マネジメント専攻修士課程	30名	60名	国際社会開発研究科	国際社会開発専攻修士課程（通信教育）	25名	50名
研究科	専攻	入学定員	収容定員																																				
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻修士課程（通信教育）	30名	60名																																				
	心理臨床専攻修士課程	10名	20名																																				
医療・福祉マネジメント研究科	医療・福祉マネジメント専攻修士課程	30名	60名																																				
国際社会開発研究科	国際社会開発専攻修士課程（通信教育）	25名	50名																																				
研究科	専攻	入学定員	収容定員																																				
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻修士課程（通信教育）	30名	60名																																				
	心理臨床専攻修士課程	10名	20名																																				
医療・福祉マネジメント研究科	医療・福祉マネジメント専攻修士課程	30名	60名																																				
国際社会開発研究科	国際社会開発専攻修士課程（通信教育）	25名	50名																																				

看護学研究科	看護学専攻修士課程	10名	20名
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻修士課程	10名	20名
福祉社会開発研究科	社会福祉学専攻博士課程	8名	24名
	福祉経営専攻博士課程	2名	6名
	国際社会開発専攻博士課程(通信教育)	4名	12名

第7条～15条 (省略)

(資格)

第16条 社会福祉学研究科心理臨床専攻で公認心理師国家試験受験資格を取得しようとする者は、公認心理師法及び同法施行規則に定める、所定の要件を満たした者が、所要の単位を修得しなければならない。資格取得に係る履修に関する規則は別に定める。

2 スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻で教員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。ただし、本大学院入学前に中学校教諭一種免許状(保健体育)、高等学校教諭一種免許状(保健体育)を有する者に限る。

本大学院において取得できる教員免許状の種類(教科)は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教員免許状の種類	免許教科
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	中学校教諭専修免許状	保健体育
		高等学校教諭専修免許状	保健体育

看護学研究科	看護学専攻修士課程	10名	20名
福祉社会開発研究科	社会福祉学専攻博士課程	8名	24名
	福祉経営専攻博士課程	2名	6名
	国際社会開発専攻博士課程(通信教育)	4名	12名

第7条～15条 (省略)

(資格)

第16条 社会福祉学研究科心理臨床専攻で公認心理師国家試験受験資格を取得しようとする者は、公認心理師法及び同法施行規則に定める、所定の要件を満たした者が、所要の単位を修得しなければならない。資格取得に係る履修に関する規則は別に定める。

第 17 条～19 条 (省略)

(修士課程の修了要件)

第 20 条 修士課程に 2 年以上在学し、別に定める履修方法に従い、医療・福祉マネジメント専攻、看護学専攻、及びスポーツ科学専攻においては 30 単位以上、心理臨床専攻においては 43 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出しその審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。

2～3 (省略)

第 21 条～第 23 条 (省略)

(学位の区分)

第 24 条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

研究科	専攻	学位
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻修士課程(通信教育)	修士(社会福祉学)
	心理臨床専攻修士課程	修士(心理臨床)
医療・福祉マネジメント研究科	医療・福祉マネジメント専攻修士課程	修士(医療・福祉マネジメント)
国際社会開発研究科	国際社会開発専攻修士課程(通信教育)	修士(開発学)
看護学研究科	看護学専攻修士課程	修士(看護学)
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻修士課程	修士(スポーツ科学)
福祉社会開発研究科	社会福祉学専攻博士課程	博士(社会福祉学)
	福祉経営専攻博士課程	博士(福祉経営)
	国際社会開発専攻博士課程(通信教育)	博士(開発学)

第 17 条～19 条 (省略)

(修士課程の修了要件)

第 20 条 修士課程に 2 年以上在学し、別に定める履修方法に従い、医療・福祉マネジメント専攻、及び看護学専攻においては 30 単位以上、心理臨床専攻においては 43 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出しその審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。

2～3 (省略)

第 21 条～第 23 条 (省略)

(学位の区分)

第 24 条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

研究科	専攻	学位
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻修士課程(通信教育)	修士(社会福祉学)
	心理臨床専攻修士課程	修士(心理臨床)
医療・福祉マネジメント研究科	医療・福祉マネジメント専攻修士課程	修士(医療・福祉マネジメント)
国際社会開発研究科	国際社会開発専攻修士課程(通信教育)	修士(開発学)
看護学研究科	看護学専攻修士課程	修士(看護学)
福祉社会開発研究科	社会福祉学専攻博士課程	博士(社会福祉学)
	福祉経営専攻博士課程	博士(福祉経営)
	国際社会開発専攻博士課程(通信教育)	博士(開発学)

第 25 条～第 61 条 (省略)

附 則

1～51 (省略)

52 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

53 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から改正施行する。

別表 1-(1)～別表 1-(3) (省略)

別表 1-(4) スポーツ科学研究科
スポーツ科学専攻修士課程

区分		授 業 科 目 名	単 位
基 礎 科 目	論 科 目 研 究 方 法	<u>スポーツ科学研究方法特論</u>	<u>2</u>
	ス ポ ー ツ 文 化 科 目 群 ふ く し	<u>スポーツ共生社会特論</u> <u>スポーツインテグリティ特論</u> <u>障害者スポーツ実践特論</u> <u>発育発達学特論</u>	<u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u>
専 門 科 目	コ ー チ 科 学 科 目 群 身 体 運 動	<u>身体運動学特論</u> <u>スポーツコーチング特論</u> <u>スポーツ心理学特論</u> <u>スポーツメンタルトレーニング特論</u> <u>実践トレーニング特論</u> <u>環境生理学特論</u> <u>スポーツ理学療法学特論</u> <u>スポーツ医学特論</u> <u>スポーツ栄養学特論</u>	<u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u>

第 25 条～第 61 条 (省略)

附 則

1～51 (省略)

52 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

別表 1-(1)～別表 1-(3) (省略)

	社会科学科目群 スポーツ人文・	<u>スポーツ哲学特論</u> <u>スポーツ史特論</u> <u>スポーツ社会学特論</u> <u>スポーツビジネス特論</u> <u>スポーツマネジメント特論</u> <u>スポーツ人類学特論</u> <u>保健体育科教育特論</u>	<u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u>
展開科目	コーチ科学科目群 身体運動・	<u>スポーツコーチング演習A</u> <u>スポーツコーチング演習B</u>	<u>2</u> <u>2</u>
	社会科学科目群 スポーツ人文・	<u>スポーツフィールドスタディ演習A</u> <u>スポーツフィールドスタディ演習B</u>	<u>2</u> <u>2</u>
研究指導科目		<u>スポーツ科学研究Ⅰ</u> <u>スポーツ科学研究Ⅱ</u> <u>スポーツ科学研究Ⅲ</u>	<u>2</u> <u>2</u> <u>2</u>

別表 1-(5) (第9条関係) 福祉社会開発研究科
社会福祉学専攻博士課程授業科目

授業科目の区分	授業科目名
社会福祉領域	社会福祉理論・歴史特別研究 社会福祉政策・計画論特別研究 社会福祉実践・援助論特別研究

別表 1-(6) (第9条関係) 福祉社会開発研究科
福祉経営専攻博士課程授業科目

授業科目の区分	授業科目名
福祉経営領域	医療福祉経営研究 総合経営研究

別表 1-(4) (第9条関係) 福祉社会開発研究科
社会福祉学専攻博士課程授業科目

授業科目の区分	授業科目名
社会福祉領域	社会福祉理論・歴史特別研究 社会福祉政策・計画論特別研究 社会福祉実践・援助論特別研究

別表 1-(5) (第9条関係) 福祉社会開発研究科
福祉経営専攻博士課程授業科目

授業科目の区分	授業科目名
福祉経営領域	医療福祉経営研究 総合経営研究

別表 2～5 (省略)

別表 6 (第 51 条関係)

社会福祉学研究科 心理臨床専攻 修士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授 業 料 (年 額)	700,000 円
施設維持費 (年 額)	100,000 円
実習費 (年額)	40,000 円

医療・福祉マネジメント研究科 医療・福祉マネジメント専攻 修士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授 業 料 (年 額)	680,000 円
施設維持費 (年 額)	100,000 円

看護学研究科 看護学専攻 修士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授 業 料 (年 額)	800,000 円
施設維持費 (年 額)	150,000 円

スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 修士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授 業 料 (年 額)	600,000 円
施設維持費 (年 額)	142,500 円

福祉社会開発研究科 社会福祉学専攻 博士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授 業 料 (年 額)	810,000 円
施設維持費 (年 額)	140,000 円

福祉社会開発研究科 福祉経営専攻 博士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授 業 料 (年 額)	810,000 円
施設維持費 (年 額)	140,000 円

1. 社会福祉学研究科心理臨床専攻、並びに医療・福祉マネジメント研究科修士課程、看護学研究科看護学専攻修士課程、及びスポーツ科学研究科スポーツ科学専攻修士課程入学金について、本学学

別表 2～5 (省略)

別表 6 (第 51 条関係)

社会福祉学研究科 心理臨床専攻 修士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授 業 料 (年 額)	700,000 円
施設維持費 (年 額)	100,000 円
実習費 (年額)	40,000 円

医療・福祉マネジメント研究科 医療・福祉マネジメント専攻 修士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授 業 料 (年 額)	680,000 円
施設維持費 (年 額)	100,000 円

看護学研究科 看護学専攻 修士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授 業 料 (年 額)	800,000 円
施設維持費 (年 額)	150,000 円

福祉社会開発研究科 社会福祉学専攻 博士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授 業 料 (年 額)	810,000 円
施設維持費 (年 額)	140,000 円

福祉社会開発研究科 福祉経営専攻 博士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授 業 料 (年 額)	810,000 円
施設維持費 (年 額)	140,000 円

1. 社会福祉学研究科心理臨床専攻、並びに医療・福祉マネジメント研究科修士課程及び看護学研究科看護学専攻修士課程入学金について、本学学部卒業生は半額とする。中央福祉専門学校、高浜専

<p>部卒業生は半額とする。中央福祉専門学校、高浜専門学校、付属高校の卒業生も同様に適用する。</p> <p>2. (省略)</p> <p>別表 7～別表 8 (省略)</p>	<p>門学校、付属高校の卒業生も同様に適用する。</p> <p>2. (省略)</p> <p>別表 7～別表 8 (省略)</p>
---	--

日本福祉大学学則

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 本学は学校教育法に則り、人間及び社会に関する諸科学を総合的に教授研究し、高潔なる人格と豊かなる思想感情を培い、社会にとって有為な専門家であり、かつ地域社会に貢献できる人材を養成することを目的とし、広く人類社会の発展に寄与することを使命とする。

（教育の目標）

第2条 本学は、真理の探究と人間の尊厳を基に、21世紀の新しい福祉社会と持続可能な地域社会の構築に貢献する指導的人材を育成する。

2 学部・学科における教育の目標は、別に定める。

第2節 構成

（学部・学科）

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

社会福祉学部

社会福祉学科

経済学部

経済学科

福祉経営学部

医療・福祉マネジメント学科（通信教育）

健康科学部

リハビリテーション学科

福祉工学科

子ども発達学部

子ども発達学科

心理臨床学科

国際福祉開発学部

国際福祉開発学科

看護学部

看護学科

スポーツ科学部
スポーツ科学科

(収容定員)

第4条 本学の収容定員は次のとおり定める。

社会福祉学部

社会福祉学科

入学定員	400名
編入学定員（3年次）	40名
収容定員	1,680名

経済学部

経済学科

入学定員	200名
収容定員	800名

福祉経営学部

医療・福祉マネジメント学科（通信教育）

入学定員	800名
編入学定員（3年次）	400名
収容定員	4,000名

健康科学部

リハビリテーション学科

理学療法学専攻

入学定員	40名
収容定員	160名

作業療法学専攻

入学定員	40名
収容定員	160名

介護学専攻

入学定員	40名
収容定員	160名

福祉工学科

入学定員	70名
収容定員	280名

子ども発達学部

子ども発達学科

入学定員	215名
------	------

収容定員	860名
心理臨床学科	
入学定員	100名
収容定員	400名
国際福祉開発学部	
国際福祉開発学科	
入学定員	80名
収容定員	320名
看護学部	
看護学科	
入学定員	100名
収容定員	400名
スポーツ科学部	
スポーツ科学科	
入学定員	180名
収容定員	720名

- 2 子ども発達学部子ども発達学科に保育専修（入学定員120名）と学校教育専修（入学定員95名）を置く。
（大学院）

第5条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関する学則は別に定める。
（付置機関）

第6条 本学に次の付置機関を置く。

- (1) 全学教育センター
- (2) 社会福祉実習教育研究センター
- (3) 教職課程センター
- (4) 学生支援センター
- (5) 災害ボランティアセンター
- (6) 福祉社会開発研究所
- (7) 知多半島総合研究所
- (8) 健康科学研究所
- (9) 心理臨床研究センター
- (10) 看護実践研究センター
- (11) まちづくり研究センター
- (12) 生涯学習センター
- (13) スポーツ科学センター

(14) 減災支援教育研究センター

(15) 日本語教育センター

(16) 教育実践研究センター

2 各付置機関に関する規則は別に定める。

(付属図書館)

第7条 本学に付属図書館を置く。

2 付属図書館に関する規則は別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第8条 本学に次の職員を置く。

(1) 学長

(2) 教授・准教授・助教

(3) 事務職員

(教学役職者)

第8条の2 学長のもと、本学に次の教学役職者を置く。

(1) 副学長

(2) 総合企画室長

(3) 教務部、学生部、入試部及び就職部の各部長

(4) 総合研究機構長

(5) 地域連携推進機構長

(6) 減災連携・支援機構長

(7) 社会福祉学部、経済学部、福祉経営学部、健康科学部、子ども発達学部、国際福祉開発学部、看護学部及びスポーツ科学部の各学部長

(8) 全学教育センター長

(9) 大学院委員長

(10) 付属図書館長

2 学長は、必要に応じて、学長補佐のほか、必要な教学役職者を置くことができる。

3 学長が置くその他の教学役職者については別に定める。

第4節 評議会・教授会

(評議会)

第9条 本学に、本学の重要事項を審議するため評議会を置く。

- 2 評議会は次の各号に掲げる評議員をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学長補佐
 - (4) 総合企画室長
 - (5) 教務部、学生部、入試部及び就職部の各部長
 - (6) 総合研究機構長
 - (7) 地域連携推進機構長
 - (8) 減災連携・支援機構長
 - (9) 社会福祉学部、経済学部、福祉経営学部、健康科学部、子ども発達学部、国際福祉開発学部、看護学部及びスポーツ科学部の各学部長
 - (10) 全学教育センター長
 - (11) 大学院委員長
 - (12) 社社会開発研究科、社会福祉学研究科、医療・福祉マネジメント研究科、国際社会開発研究科、看護学研究科及びスポーツ科学研究科の各研究科長
 - (13) 附属図書館長
 - (14) 社会福祉学部、経済学部、健康科学部、子ども発達学部、国際福祉開発学部、看護学部及びスポーツ科学部の各教授会構成員から選出された各2名
 - (15) 福祉経営学部の教授会構成員から選出された1名
 - (16) 学園事務局長
 - (17) 大学事務局長
- 3 評議会が審議し、学長が決定する事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 学則及びそれに付属する諸規則の制定・改廃に係わる事項
 - (2) 学部・学科その他重要な施設の設置・廃止に関する事項
 - (3) 大学の将来計画に係わる事項
 - (4) 教員人事に関する基本事項（教員採用計画・教員組織に関する基本方針）
 - (5) 研究に関する基本事項
 - (6) 大学院に関する基本事項
 - (7) 附属機関運営の基本方針に関する事項
 - (8) 大学広報・学生募集・就職に関する基本事項
 - (9) 入学試験に関する基本事項
 - (10) 学生指導に関する基本事項
 - (11) 年度毎の事業計画及び教育計画に関する基本事項
 - (12) 附属付置機関長等の選任に関する事項
 - (13) 全学的教育の推進・実施に関する事項

- (14) 教員の人事制度改革に関する事項
 - (15) 教育・研究等の点検・評価に関する事項
 - (16) その他大学全体に関する重要事項で大学評議会が必要と認める事項
- 4 評議会に関する必要な事項は別に定める。
(教授会)

第10条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、教授、准教授及び助教をもって組織する。
- 3 教授会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する事項は、次の各号に掲げるものとする。ただし、全学部の審議を要する事項については、これを除く。
- (1) 学生の進級・留年又は卒業に関する事項
 - (2) 学生の学籍に関する事項
 - (3) 入学試験に関する事項
 - (4) 学部学生の指導に関する事項
 - (5) 教員人事（学部長の選出、昇格審査、専任教員の任免、非常勤講師の委嘱・派遣等）に関する事項
 - (6) 大学評議員の選出
 - (7) 学部の将来計画に関する事項
 - (8) 学部の諸規程の制定・改廃に関する事項
 - (9) 学部の教育計画に関する事項
 - (10) 学部の研究に関する事項
 - (11) 学部の教育・研究の点検・評価に関する事項
 - (12) 学部のFDに関する事項
 - (13) 大学評議会が審議し、学長が必要と認める事項
 - (14) その他、学部長及び教授会が必要と認める事項
- 4 教授会に関する必要な事項は別に定める。

第5節 学年・学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第12条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月15日まで

後学期 9月16日から翌年3月31日まで

- 2 学長が必要と認めた場合は、前項の期間を臨時に変更することができる。
(休業日)

第13条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日
 - (3) 本学創立記念日6月6日
 - (4) 春季休業日
 - (5) 夏季休業日
 - (6) 冬季休業日
- 2 学長が必要と認めた場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 学長は第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年数

（修業年数）

第14条 学部の修業年限は4年とする。

（在学年数）

第15条 学生は8年を超えて在学することができない。

第2節 入学

（入学の時期）

第16条 入学の時期は、学年始とする。

（入学資格）

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格し

た者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

（入学の出願）

第18条 入学志願者は、所定の入学願書に第56条に定める入学検定料及び指定する書類を添えて所定の期日までに願出しなければならない。

（入学志願者の選考）

第19条 前条の入学志願者の選考は、調査書、学科試験及びその他必要な書類などによって行なう。

（入学許可及び入学手続）

第20条 前条の選考の結果、入学を許可された者は、指定された期日までに、保証人2名連署の在学誓書及び所定の書類を提出し、別に定める学費を納めなければならない。

- 2 入学を許可された者が前項に定める手続を行なわないときは、入学許可はその効力を失う。

（保証人）

第21条 保証人は、入学生に係る一切の責任を負うことのできる独立生計者2名とし、次の各号の定めるところにより1名を正保証人、他の1名を副保証人とする。

(1) 正保証人は父母又はこれに準ずるものとする。

(2) 副保証人は親族又はこれに準ずるものとする。

- 2 保証人が死亡、その他の理由により、その責任を負うことのできないときは、新たに保証人を定めなおして在学誓書を提出しなければならない。

（改姓等）

第22条 学生又は保証人が改姓・改名・転籍、転居をしたときは、ただちに証明書類を添えて、その旨を届けなければならない。

（編入学・転入学）

第23条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学又は転入学を願出たときは、第4条の編入学定員の定めにより、選考のうえ入学を許可する。ただし、編入学定員を定めていない学部学科で、定員に余裕のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立養護教諭養成所又は国立工業教員養成所を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者

(4) 高等学校等の専攻科を修了した者のうち、学校教育法第58条の2の規定に

より大学に編入学することができる者

- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
 - (6) 第1号、第2号に相当する外国の大学等を卒業した者
- 2 本学へ編入学又は転入学を志願する者は第56条に定める入学検定料及び指定する書類を添えて所定の期日までに願出しなければならない。
 - 3 第1項の定めにより入学を許可された者の、すでに履修した授業科目及び単位数ならびに在学すべき年数の認定は教授会が行なう。
 - 4 本条により入学した学生の最長在学年数は、第15条の定めにもかかわらず、前項で定める在学すべき年数の2倍以内とする。
 - 5 その他、本学への編入学及び転入学に関する規則については別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第24条 本学の授業科目は、総合基礎科目、専門基礎科目、専門科目及び自由科目で構成される。

- 2 それぞれの科目区分のもとに設置される授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。
- 3 授業科目の履修に関する規則については別に定める。

（メディアを利用して行う授業）

第25条 多様なメディアを高度に利用して行う授業は、パーソナルコンピューターその他双方向の通信手段によって行う。

- 2 前項の授業を実施する授業科目については、授業科目履修規程において定める。

（単位計算方法）

第26条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して各学部が定める授業時間をもって1単位とする。

（年間授業実施週）

第27条 1年間の授業週は、定期試験等も含め35週を下らないものとする。

（教育課程の編成）

第28条 教育課程は、別表1に定める授業科目を各年次に配当して編成するものとする。

（履修届）

第29条 学生は、履修しようとする授業科目を毎学年所定の期間内に届出なければならない。

（他大学・他学部等における授業科目の履修）

第30条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学における履修により修得した授業科目の単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学における履修により修得した授業科目の単位認定に際しても準用する。
- 3 学生が休学中に他大学等で学修した授業科目の単位についても前二項の規定を適用する。
- 4 学生は、他学部（他学科・他専攻を含む）開講科目のうち、大学の指定する授業科目について履修することができる。
- 5 第1項から第4項により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を限度として所属学部において修得した単位とみなすことができる。
- 6 前5項の実施に関して必要な事項は別に定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第31条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行なう短期大学又は、高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項から第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前1項の実施に関して必要な事項は別に定める。

（卒業単位）

第32条 本学を卒業するためには、次の各号に定める学部所定の単位を修得しなければならない。

(1) 社会福祉学部

社会福祉学科

総合基礎科目 28単位以上

専門科目 66単位以上

総合基礎科目と専門科目あわせて124単位以上を修得しなければならない。

(2) 経済学部

経済学科

総合基礎科目 26単位以上

専門科目 68単位以上

総合基礎科目と専門科目あわせて124単位以上を修得しなければならない。

(3) 健康科学部

リハビリテーション学科

理学療法学専攻

総合基礎科目 14単位以上

専門基礎科目・専門科目 107単位以上

総合基礎科目と専門基礎科目・専門科目あわせて計124単位以上を修得しなければならない。

作業療法学専攻

総合基礎科目 14単位以上

専門基礎科目・専門科目 110単位以上

総合基礎科目と専門基礎科目・専門科目あわせて計124単位以上を修得しなければならない。

介護学専攻

総合基礎科目 14単位以上

専門基礎科目・専門科目 86単位以上

総合基礎科目と専門基礎科目・専門科目あわせて計124単位以上を修得しなければならない。

福祉工学科

総合基礎科目 10単位以上

専門基礎科目・専門科目 80単位以上

総合基礎科目と専門基礎科目・専門科目あわせて計124単位以上を修得しなければならない。

(4) 子ども発達学部

子ども発達学科

総合基礎科目 28単位以上

専門科目 66単位以上

総合基礎科目と専門科目あわせて計124単位以上を修得しなければならない。

心理臨床学科

総合基礎科目 28単位以上

専門科目 66単位以上

総合基礎科目と専門科目あわせて計 124 単位以上を修得しなければならない。

(5) 国際福祉開発学部

国際福祉開発学科

総合基礎科目 30単位以上

専門基礎科目・専門科目 64単位以上

総合基礎科目と専門基礎科目・専門科目あわせて計 124 単位以上を修得しなければならない。

(6) 看護学部

看護学科

総合基礎科目 16単位以上

専門基礎科目・専門科目 108単位以上

総合基礎科目と専門基礎科目・専門科目あわせて計 124 単位以上を修得しなければならない。

(7) スポーツ科学部

スポーツ科学科

総合基礎科目 25単位以上

専門科目 76単位以上

総合基礎科目・専門科目あわせて計 124 単位以上を修得しなければならない。

2 全学教育センター科目は、総合基礎科目として卒業単位に算入する。

3 第55条に定める外国人及び帰国生徒が、外国人・帰国生徒の特例科目の単位を修得したときは、これらの単位をもって別に定める所定の科目に代えることができる。

(資格)

第33条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。資格取得に係る履修に関する規則は別に定める。

本学の学部の学科において当該所要資格を修得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部・学科	教員の免許状の種類	免許教科
社会福祉学部 社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状	福祉
経済学部 経済学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民 地理歴史
子ども発達学部 子ども発達学科 保育専修	幼稚園教諭一種免許状	
子ども発達学部 子ども発達学科 学校教育専修	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者 肢体不自由者）	社会 特別支援教育
国際福祉開発学部 国際福祉開発学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語 英語
スポーツ科学部 スポーツ科学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 （知的障害者 肢体不自由者）	保健体育 保健体育 特別支援教育

- 2 社会福祉学部社会福祉学科、健康科学部福祉工学科、及び同学部リハビリテーション学科介護学専攻で、社会福祉士国家試験受験資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、社会福祉士及び介護福祉士法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。資格取得に係る履修に関する規則は別に定める。
- 3 社会福祉学部社会福祉学科で精神保健福祉士国家試験受験資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、精神保健福祉士法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。資格取得に係る履修に関する規則は別に定める。
- 4 社会福祉学部社会福祉学科及び子ども発達学部子ども発達学科で、保育士の資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、児童福祉法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。資格取得に係る履修に関する規則は別に定める。
- 5 健康科学部福祉工学科で、一級建築士又は二級・木造建築士受験資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、所定の単位を修得しなければならない。

い。資格取得に関わる履修に関する規則は別に定める。

- 6 健康科学部リハビリテーション学科では、前条に定める科目を取得することにより、理学療法学専攻では理学療法士国家試験受験資格が、作業療法学専攻では作業療法士国家試験受験資格が、介護学専攻では介護福祉士国家試験受験資格を取得することができる。資格取得に関わる履修に関する規則は別に定める。
- 7 看護学部看護学科では、前条に定める科目を修得することにより、看護師国家試験受験資格を取得することができる。資格取得に関わる履修に関する規則は別に定める。
- 8 看護学部看護学科で保健師国家試験受験資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、所定の単位を修得しなければならない。資格取得に関わる履修に関する規則は別に定める。
- 9 社会福祉学部社会福祉学科で、スクールソーシャルワーカーの資格を取得しようとする者は、前条に定めるほか、所定の単位を修得しなければならない。資格取得に係る履修に関する規則は別に定める。
- 10 経済学部で社会調査士を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、所定の単位を修得しなければならない。資格取得に関わる履修に関する規則は別に定める。
- 11 初級障がい者スポーツ指導員資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、所定の単位を修得しなければならない。資格取得に関わる履修に関する規則は別に定める。
- 12 子ども発達学部心理臨床学科で、公認心理師取得のための学士課程における基礎要件を取得しようとする者は、前条に定めるほか、所定の単位を修得しなければならない。基礎要件取得に係る履修に関する規則は別に定める。

（単位の認定）

第34条 各授業科目の単位履修の認定は試験による。

- 2 試験に関する規則は別に定める。

（既修得単位の認定）

第35条 本学入学以前に、大学又は短期大学において修得した単位及び特別に本学が認めた教育課程により修得した単位について、教育上有益と認められるときは本学において修得した単位として認定することができる。

- 2 前項により、認定できる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学で修得した単位以外のものについては、第30条第1項から第3項及び第31条第1項により大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとす

る。

- 3 その他既修得単位の認定に関する規則については別に定める。

（成績）

第36条 試験の成績はS・A・B・C及びDの5段階とし、S・A・B・Cは合格、Dは不合格とする。

- 2 学生ごとの学修管理指標として、前項に定める成績ごとに以下の指数を乗じて科目の単位数で加重平均したGPA（Grade Point Average）を供する。

S=4ポイント

A=3ポイント

B=2ポイント

C=1ポイント

DまたはK=0ポイント

第4節 休学・復学・転学・転部・転科・退学・除籍・再入学

（二重学籍の禁止）

第37条 学校教育法に定める他の大学院、大学、短期大学に正規学生、専攻科生、別科生、研究生として在籍する者は、本学に正規学生又は研究生として入学できない。

- 2 本学に正規学生又は研究生として在籍する者は、学校教育法に定める他の大学院、大学、短期大学の正規学生、専攻科生、別科生、研究生として在籍できない。

（休学）

第38条 疾病又はやむを得ない理由により一学期間以上就学することができない者に対して休学を許可することがある。

- 2 休学の許可を受けようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署の上、願い出なければならない。

（休学期間）

第39条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、休学期間の延長を認めることがある。

- 2 休学期間は通算して4年を超えることができない。また第23条により入学した者は、同条第4項に定める在学すべき年数を超えることができない。
- 3 休学期間は第15条及び第23条第4項の在学年数に算入しない。

（復学）

第40条 休学期間が満了した者及び休学期間満了以前に復学しようとする者は、保証人連署の上、復学を願い出なければならない。

（転学）

第41条 他の大学へ転学しようとする学生が、保証人連署の上願い出た場合には、

事情により許可することがある。

（転籍）

第42条 学内の他の学部あるいは所属学部内の他の学科等へ転籍を希望する者のあるときについては、定員に余裕のある場合に限り、選考のうえ許可することがある。

- 2 転籍を志願する者は第56条に定める検定料及び指定する書類を添えて所定の期日までに願出しなければならない。
- 3 転籍に関する事項は別に定める。

（退学）

第43条 疾病又はやむを得ない理由により退学しようとする者は、医師の診断書又は、詳細な理由書を添えて、保証人連署の上、願出で許可を受けなければならない。

（除籍）

第44条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第15条及び第23条第4項で定める在学年数を超えた者
- (3) 第39条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 死亡した者

（再入学）

第45条 第43条により退学した者又は前条第1号により除籍された者が、1年以内に保証人連署をもって再入学を願出た時は、選考の上再入学を許可することがある。

第5節 卒業及び学位の授与

（卒業）

第46条 本学に4年（第23条第1項の定めるところにより入学した者については、同条第3項により定められた在学すべき年数）以上在学、かつ第4学年を修了し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

（学位の授与）

第47条 本学を卒業した者には、本学学位規則の定めるところにより学位を授与する。

第6節 賞罰

（表彰）

第48条 学生で他の模範となる行為があった場合は、表彰することがある。

（懲戒）

第49条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、その情状により次の懲戒を加える。

- （1）訓告
- （2）停学
- （3）退学

2 前項第3号の退学は、次の各号の一に該当する者に対して命ずる。

- （1）性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- （2）学業を怠り卒業の見込みがないと認められる者
- （3）正当の理由がなくて出席が常でない者
- （4）本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第7節 厚生施設

（学生寮）

第50条 削除

（保健室）

第51条 本学に保健室を置く。

第8節 研究生・科目等履修生・聴講生・外国人留学生

（研究生）

第52条 本学において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、教育・研究に支障のない限り、選考のうえ、研究生として許可することがある。

2 研究生に関する規則は別に定める。

3 研究生の入学検定料等納付金については別表6のとおりとする。

（科目等履修生）

第53条 本学における授業科目のうち、1科目又は数科目を選択して受講しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生の入学検定料等納付金については別表7のとおりとする。

3 本学における授業科目のうち、特に「幼稚園教諭免許取得に関する特例科目」及び「保育士資格取得に関する特例科目」を受講しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生（幼保特例）として許

可することがある。

- 4 科目等履修生（幼保特例）に係る入学検定料等納付金については別表10のとおりとする。
- 5 その他科目等履修生及び科目等履修生（幼保特例）に関する規則は別に定める。

（聴講生）

第54条 本学において特定の専門事項について研究しようとするものがあるときは、教育・研究に支障のない限り、選考のうえ、聴講生として許可することがある。

- 2 聴講生に関する規則は別に定める。
- 3 聴講生の入学検定料等納付金については別表8のとおりとする。

（外国人留学生）

第55条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 前項の外国人留学生に対しては、第24条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

第9節 入学検定料・学費

（入学検定料・転籍試験検定料）

第56条 入学検定料及び転籍試験検定料は別表2のとおりとする。

- 2 学長が必要と認めた場合は、前項にかかわらず減免を行なうことができる。

（学費等）

第57条 学費は別表3のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、課程登録費を別表4、実習費等を別表5のとおり徴収する。
- 3 第1項に定めるもののほか、授業の履修に際して教材以外の必要諸経費を徴収する場合の、授業科目、徴収金額等は別に定める。
- 4 休学者（休学期間が学期初めから、学期末までの全期間にわたる場合）については当該学期の学費は徴収しない。ただし、在籍料を徴収する。在籍料は別表9のとおりとする。
- 5 学費の納付に関する規則は別に定める。

（納付した検定料・学費）

第58条 納付された入学検定料・学費の返還の取り扱いについては別に定める。

第10節 通信教育課程

（通信教育課程）

第59条 本大学に通信教育課程を置く。

2 通信教育課程に関し、本学則に定めのない事項については別に定める。

附 則

本学則の附則において特に定めのない場合は、改正施行された学則は改正年度以降の入学者に適用して、当該年度より前の入学者については従前の学則を適用する。また、編転入、転籍の場合は当該学生の1年次入学に当たる年度に遡った学則を適用する。

- 1 本学則施行に必要な規則は、別に定める。
- 2 本学則は、昭和32年4月1日より施行する。
- 3 本学則は、昭和34年4月1日より一部改正施行する。
- 4 本学則は、昭和35年4月1日より一部改正施行する。
- 5 本学則は、昭和36年4月1日より一部改正施行する。
- 6 本学則は、昭和37年4月1日より一部改正施行する。
- 7 本学則は、昭和38年4月1日より改正施行する。
- 8 本学則は、昭和39年4月1日より一部改正施行する。
- 9 本学則は、昭和41年4月1日より一部改正施行する。
- 10 本学則は、昭和45年4月1日より一部改正施行する。
- 11 本学則は、昭和46年4月1日より一部改正施行する。
- 12 本学則は、昭和47年4月1日より一部改正施行する。
- 13 本学則は、昭和49年4月1日より改正施行する。

ただし、本学則の施行の際現に在学する者に係る学費の額は、改正後の学則（以下「新学則」という。）第48条第1項の規定にもかかわらず従前の例による。なお、新学則の施行の日以後において編入学、転入学、復学又は再入学をした者に係る学費は、新学則第48条第1項の規定にもかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。また、入学検定料の額は、昭和48年10月1日より改正施行するものとする。

- 14 本学則は、昭和50年4月1日より一部改正施行する。

ただし、本学則第3条に定める学生定員のうち、社会福祉学部第1部社会福祉学科の総学生定員数は、昭和50年度を初年度とする学生定員変更の完成年次の学生数を示すものとする。

また、本学則の施行の際、現に第3年次以上に在学する者の授業科目及び卒業単位は、改正後の学則（以下「新学則」という。）第23条第2項別表1及び第27条の規定にもかかわらず従前の例による。

なお、新学則の施行の日以後において編入学、転入学、復学又は再入学をした者の授業科目及び卒業単位は、当該者の属する年次の在学者と同様とする。入学検定料の額は、昭和49年10月1日より改正施行するものとする。

- 15 本学則は、昭和51年4月1日より一部改正施行する。
ただし、本学則第3条に定める学生定員のうち、経済学部経済学科の総学生定員数は、昭和51年度を初年度とする学部設置の完成年次の学生数を示すものとする。
また、入学検定料の額は昭和50年10月1日から改正施行するものとする。
- 16 本学則は、昭和52年4月1日より一部改正施行する。
ただし、入学検定料の額は、昭和51年10月1日から改正施行するものとする。
- 17 本学則は、昭和52年10月1日より一部改正施行する。
- 18 本学則は、昭和54年4月1日より一部改正施行する。
ただし、本学則の施行の際、現に在学する者に係る学費の額は、改正後の学則（以下「新学則」という。）第49条第1項の規定にもかかわらず従前の例による。なお、新学則の施行の日以後において編入学、転入学、復学又は再入学をした者に係る学費は、新学則第49条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
また、入学検定料の額は昭和53年10月1日から施行する。
- 19 本学則は、昭和55年4月1日より一部改正する。
ただし、入学検定料の額は昭和54年10月1日から施行する。
- 20 本学則は、昭和56年4月1日より一部改正施行する。
- 21 本学則は、昭和56年10月1日より一部改正施行する。
- 22 本学則は、昭和57年4月1日より一部改正施行する。
ただし、本学則の施行の際、現に在学する者に係る学費の額は、改正後の学則（以下「新学則」という。）第49条第1項の規定にもかかわらず従前の例による。なお、新学則の施行の日以後において編入学、転入学、復学又は再入学をした者に係る学費は、新学則第49条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 23 本学則は、昭和58年4月1日より一部改正施行する。
ただし、本学則第3条に定める学年定員のうち社会福祉学部第一部社会福祉学科の総学生定員数は昭和58年度を初年度とする学生定員変更の完成年次の学生数を示すものとする。
- 24 本学則は、昭和59年4月1日より一部改正施行する。
ただし、本学則施行の際、現に在学する者に係る学費の額は、改正後の学則（以下「新学則」という。）第49条第1項の規定にもかかわらず従前の例による。なお、新学則の施行の日以後において編入学、転入学、復学又は再入学し

た者に係る学費は、新学則第49条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

25 本学則は、昭和60年4月1日より一部改正施行する。

26 本学則は、昭和60年10月1日より一部改正施行する。

27 本学則は、昭和61年4月1日より一部改正施行する。

ただし、本学則第3条の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和74年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

部 ・ 学 科 等	入 学 定 員
社会福祉学部 第一部 社会福祉学科	400人
社会福祉学部 第二部 社会福祉学科	200
経済学部 経済学科	300

28 本学則は、昭和61年10月1日より一部改正施行する。

29 本学則は、昭和62年4月1日より改正施行する。

30 本学則は、昭和62年8月1日より改正施行する。

31 本学則は、昭和63年4月1日より改正施行する。

ただし、本学則施行の際、現に在学する者に係る学費の額は、改正後の学則（以下「新学則」という。）第49条第1項の規定にもかかわらず従前の例による。なお、新学則の施行の日以後において編入学、転入学、復学又は再入学した者に係る学費は、新学則第49条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

32 本学則は、平成元年4月1日より施行する。

昭和63年度以前の入学者は従前の例による。

ただし、第23条については昭和63年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による適用範囲については別に定める。

33 本学則は、平成元年10月1日より一部改正施行する。

34 本学則は、平成2年4月1日より改正施行する。

平成元年度以前の入学者は従前の例による。

ただし第23条については平成元年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による適用範囲については別に定める。

また、新学則の施行の日以後において編入学、転入学、復学又は再入学をした者に係る学費は、新学則第49条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

35 本学則は、平成2年10月1日より一部改正施行する。

36 本学則は、平成3年4月1日より改正施行する。

平成2年度以前の入学者は従前の例による。

ただし、本学則第3条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科	入 学 定 員
社会福祉学部 第1部 社会福祉学科	500人
社会福祉学部 第2部 社会福祉学科	200
経 済 学 部 経 済 学 科	400

また、第23条については平成2年度以前の学生にも適用するが、入学年度による適用範囲は別に定める。

また、第29条第2項の地理歴史ならびに公民の免許教科については、平成2年度入学生から適用する。

37 本学則は、平成3年9月15日より一部改正施行する。

38 本学則は、平成4年4月1日より改正施行する。

平成3年度以前の入学者は、第49条を除き従前の例による。

また、第23条については平成3年度以前の学生にも適用するが、入学年度による適用範囲は別に定める。

39 本学則は、平成5年4月1日より改正施行する。

平成4年度以前の入学者は、第49条を除き従前の例による。

また、第23条については平成4年度以前の学生にも適用するが、入学年度による適用範囲は別に定める。

40 本学則は、平成6年4月1日より改正施行する。

平成5年度以前の入学者は、第51条を除き従前の例による。

また、第23条については平成5年度以前の学生にも適用するが、入学年度による適用範囲は別に定める。

41 本学則は、平成6年10月1日より一部改正施行する。

42 本学則は、平成7年4月1日より一部改正施行する。

ただし、第23条については平成6年度以前の学生にも適用するが、入学年度による適用範囲は別に定める。

43 本学則は、平成8年4月1日より一部改正施行する。

平成7年度以前の入学者は第29条、第52条を除き従前の例による。

ただし、第23条については平成7年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による適用範囲は別に定める。

また、本学則第3条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入 学 定 員
-------------	---------

社会福祉学部	第1部	社会福祉学科	500人
社会福祉学部	第2部	社会福祉学科	200
経済学部		経済学科	200
		経営開発学科	200
情報社会科学部		情報社会科学科	190

- 44 本学則は、平成9年4月1日より一部改正施行する。
平成8年度以前の入学者は、第52条を除き従前の例による。
ただし、第23条については平成8年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による範囲は別に定める。
- 45 本学則は、平成10年4月1日より一部改正施行する。
平成8年度以前の入学者は第29条を除き従前の例による。
平成9年度以前の入学者は第53条を除き従前の例による。
ただし、第23条については平成8年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による適用範囲は別に定める。
- 46 本学則は、平成10年10月1日より一部改正施行する。
- 47 本学則は、平成11年4月1日より一部改正施行する。
平成10年度以前の入学者については、第23条の適用範囲を別に定める。第29条については従前の例による。
- 48 本学則は、平成12年4月1日より一部改正施行する。
平成11年度以前の入学者については、第23条の適用範囲を別に定める。第30条については、従前の例による。また、社会福祉学部第1部社会福祉学科は、本学則第2条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。社会福祉学部第2部社会福祉学科に在籍する者は、平成15年3月31日までは同部同学科に在籍することができるが、平成15年4月1日以降については、社会福祉学部社会福祉学科夜間主コースに在籍するものとする。
第3条の規定にかかわらず、平成12年度から平成15年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学部・学科等	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	人	人	人	人
社会福祉学部				
社会福祉学科 昼間主コース	290	280	270	260
夜間主コース	80	80	80	80
保健福祉学科 昼間主コース	150	150	150	150

夜間主コース	70	70	70	70
経済学部				
経済学科	200	200	200	200
経営開発学科 昼間主コース	190	180	170	160
夜間主コース	70	70	70	70
情報社会科学部				
情報社会科学科	190	190	190	190

- 49 本学則は、平成12年10月1日より一部改正施行する。
- 50 本学則は、平成13年4月1日より一部改正施行する。
- 51 本学則は、平成13年10月1日より一部改正施行する。
- 52 本学則は、平成14年4月1日より一部改正施行する。
- 53 本学則は、平成15年4月1日より一部改正施行する。
平成14年度以前の入学者については、第23条の適用範囲を別に定める。第30条については、従前の例による。また、経済学部経営開発学科は、本学則第2条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 54 本学則は、平成16年4月1日より一部改正施行する。
ただし、本学則第3条に定める学年定員のうち社会福祉学部保健福祉学科昼間主コースの総学生定員数は平成16年度を初年度とする学生定員変更の完成年度の学生数を示すものとする。
平成15年度以前の入学者については、第23条の適用範囲を別に定める。第30条については、従前の例による。また、情報社会科学部情報社会科学科は、本学則第2条の規程にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 55 本規則は、平成16年5月1日より一部改正施行する。
- 56 本規則は、平成17年4月1日より一部改正施行する。
- 57 本規則は、平成17年7月1日より一部改正施行する。
- 58 本規則は、平成18年4月1日より一部改正施行する。
- 59 本規則は、平成19年4月1日より一部改正施行する。ただし、保育士養成及び特別支援学校教諭一種免許に関する事項については平成19年4月1日の新入学者からの適用とし、編入学者には学年の進行に伴って適用する。それ以外の入学者の取り扱いは従前の例による。
- 60 本規則は、平成20年4月1日より一部改正施行する。
平成19年度以前の入学者については、第24条の適用範囲を別に定める。第32条、第33条及び第57条については、従前の例による。また、社会福祉学部心理臨床学科、情報社会科学部人間福祉情報学科、情報社会科学部生活環境情報学

科及び福祉経営学部国際福祉開発マネジメント学科は、本学則第3条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

なお、保育士養成の定員については平成20年4月1日の新入学者からの適用とし、それ以前の入学者は従前の例による。

61 本規則は、平成21年4月1日より一部改正施行する。

62 本規則は、平成22年4月1日より一部改正施行する。

63 本規則は、平成23年4月1日より一部改正施行する。

平成22年度以前の入学者については、第24条の適用範囲を別に定める。第32条、33条、46条及び57条については従前の例による。また、社会福祉学部社会福祉科夜間主コース、社会福祉学部保健福祉学科、福祉経営学部医療・福祉マネジメント学科は、本学則第3条の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

64 本規則は、平成24年4月1日より一部改正施行する。

ただし、社会福祉学部の平成23年度以前の入学者については別表1の授業科目の定めにかかわらず従前の例による。

65 本規則は、平成25年4月1日より一部改正施行する。

ただし、健康科学部福祉工学科健康情報専攻及びバリアフリーデザイン専攻は、本学則第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

平成24年度以前の入学者については、別表5の社会福祉学部「海外フィールドワーク」、経済学部経済学科「海外事情研究」、「海外フィールドワークⅡ」、福祉経営学部「海外事情研究」「海外フィールドワークⅢ」、健康科学部「国際理解」、子ども発達学部「海外フィールドワーク」、及び国際福祉開発学部「国際フィールドワークⅠ」「国際フィールドワークⅡ」に係る実習費、ならびに第32条第2項を除き、従前の例による。

66 本規則は、平成26年4月1日より一部改正施行する。

67 本規則は、平成26年5月24日より一部改正施行する。

68 本規則は、平成27年4月1日より一部改正施行する。

平成26年度以前の入学者については、別表1に規定する各学科の設置科目「ビジネススキル」、「インターンシップⅠ」、「インターンシップⅡ」、「インターンシップⅢ」、「インターンシップⅣ」及び全学教育センター科目「ふくしとフィールドワーク」、「知多半島のふくし」、「ふくしと減災コミュニティ」を除き、従前の例とする。

69 本学則は、平成27年9月1日より一部改正施行する。

70 本学則は、平成28年4月1日より一部改正施行する。

平成27年度以前の入学者については、別表1に規定する各学科の設置科目「社会福祉特別講座Ⅰ」、「社会福祉特別講座Ⅱ」、「社会福祉特別講座Ⅲ」、「ローカルフィールドワークⅠ」、「ローカルフィールドワークⅡ」、「ローカルフィールドワークⅢ」、「ローカルフィールドワークⅣ」及び全学教育センター自由科目「スポーツ・文化特講Ⅰ」、「スポーツ・文化特講Ⅱ」を除き、従前の例とする。

- 71 本学則は、平成28年6月1日より一部改正施行する。
- 72 本学則は、平成29年4月1日より一部改正施行する。
- 73 本学則は、平成30年4月1日より一部改正施行する。
ただし、平成29年度以前の入学者は、別表9の在籍料の定めにかかわらず従前の例による。
- 74 本学則は、平成31年4月1日より一部改正施行する。
- 75 本学則は、平成32年4月1日より一部改正施行する。
- 76 本学則は、令和3年4月1日より一部改正施行する。

別表1

(1) 社会福祉学部

①総合基礎科目

社会福祉学科

授業科目名	必修	選択	授業科目名	必修	選択
総合演習		4	言語と文化Ⅰ－1（ドイツ）		1
フィールド実践演習		4	言語と文化Ⅰ－2（ドイツ）		1
法学		2	言語と文化Ⅰ－1（中国）		1
日本国憲法		2	言語と文化Ⅰ－2（中国）		1
哲学		2	言語と文化Ⅰ－1（韓国・朝鮮）		1
社会学		2	言語と文化Ⅰ－2（韓国・朝鮮）		1
心理学		2	情報処理演習Ⅰ	2	
政治学		2	情報処理演習Ⅱ		2
経済学		2	福祉データ処理演習		2
現代生活論		2	スポーツ		2
社会福祉入門		2	健康スポーツ論		2
ライフデザイン入門		2	スポーツ研究		2
ボランティア論		2	海外フィールドワーク		4
宗教学		2	スウェーデンの社会と福祉		2
死生学		2	ふくしとフィールドワーク	2	
ジェンダー論		2			
国際関係論		2			
文学		2			
コミュニケーション論		2			
日本史		2			
外国史		2			
近現代史		2			
現代基礎教養		2			
フレッシュマン・イングリッシュⅠ－1	1				
フレッシュマン・イングリッシュⅠ－2	1				
フレッシュマン・イングリッシュⅡ－1	1				
フレッシュマン・イングリッシュⅡ－2	1				
英語演習Ⅰ		1			
英語演習Ⅱ		1			

(外国人留学生・帰国生徒の特例科目)

社会福祉学科

授業科目名	必修	選択
日本語と文化Ⅰ-1	1	
日本語と文化Ⅰ-2	1	
日本語と文化Ⅱ-1	1	
日本語と文化Ⅱ-2	1	
日本語と文化Ⅲ-1	1	
日本語と文化Ⅲ-2	1	
日本語と文化Ⅳ-1	1	
日本語と文化Ⅳ-2	1	

②専門科目

社会福祉学科

授業科目名	必修	選択	授業科目名	必修	選択
医学概論		2	インターンシップⅠ		1
障害者コミュニケーション		2	インターンシップⅡ		2
社会福祉原論Ⅰ	2		インターンシップⅢ		1
社会福祉原論Ⅱ	2		インターンシップⅣ		2
社会福祉方法原論Ⅰ		2	精神保健学Ⅰ		2
社会福祉方法原論Ⅱ		2	精神保健学Ⅱ		2
ソーシャルワークⅠ		2	地域保健学		2
ソーシャルワークⅡ		2	精神医学Ⅰ		2
ソーシャルワークⅢ		2	精神医学Ⅱ		2
ソーシャルワークⅣ		2	リハビリテーション医学		2
社会福祉発達史Ⅰ		2	ケアマネジメント論		2
社会福祉発達史Ⅱ		2	ケアマネジメント演習		2
高齢者福祉論Ⅰ		2	保健医療福祉論特講		2
高齢者福祉論Ⅱ		2	精神保健福祉援助技術総論		2
障害者福祉論		2	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ		4
障害者福祉論特講		2	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ		2
児童・家庭福祉論		2	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅲ		2
子ども家庭ソーシャルワーク論		2	精神保健福祉制度論Ⅰ		2
地域福祉論Ⅰ		2	精神保健福祉制度論Ⅱ		2
地域福祉論Ⅱ		2	精神保健福祉援助演習Ⅰ		1

東アジアの社会福祉	1	精神保健福祉援助演習Ⅱ	2
外国籍住民支援	1	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	1
国際福祉論	2	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	2
司法福祉論	2	精神保健福祉援助実習	5
施設福祉論	2	ターミナルケア	2
社会福祉経営論	2	医療ソーシャルワーク演習	2
福祉計画論	2	医療ソーシャルワーク実習指導	1
保健医療サービス論	2	医療ソーシャルワーク実習	2
介護技術演習	2	権利擁護と成年後見制度	2
医療福祉論Ⅰ	2	就労支援	1
医療福祉論Ⅱ	2	キャリアデザイン基礎	2
精神保健福祉論	2	キャリアデザイン特論	2
総合政策学	2	福祉環境論	2
地方自治論	2	福祉行財政論	2
福祉行政と経済	2	福祉NPO論	2
行政学	2	公的扶助論	2
財政学	2	社会保障論Ⅰ	2
社会福祉政策論	2	社会保障論Ⅱ	2
社会福祉調査論	2	地域マネジメント実践Ⅰ	2
地域開発論	2	地域マネジメント実践Ⅱ	2
社会福祉関係法	2	地域マネジメント実践Ⅲ	2
福祉法学	2	レクリエーション・ワーク論	2
民法	4	レクリエーション実技	2
行政法	4	スクールソーシャルワーク論	2
労働法	4	福祉教育論	1
発達心理学	2	行政福祉特別講義	2
臨床心理学	2	子ども福祉特別講義	2
老年心理学	2	医療福祉特別講義	2
生涯教育論Ⅰ	2	人間福祉特別講義	2
生涯教育論Ⅱ	2	在学ギャップイヤー	10
障害者心理学	2	ソーシャルワーク演習Ⅰ	1
家族援助論	2	ソーシャルワーク演習Ⅱ	1
地域社会学	2	ソーシャルワーク演習Ⅲ	2
家族社会学	2	ソーシャルワーク演習Ⅳ	1
社会的養護	2	ソーシャルワーク実習	4
介護福祉論	2	ソーシャルワーク実習入門	1

ソーシャルワーク外書講読	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1
教育原理	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2
保育原理Ⅰ	2	ソーシャルワーク専門実習指導	1
保育原理Ⅱ	2	ソーシャルワーク専門実習	2
福祉労働論	2	実習指導支援演習	2
ヒューマンケア論	2	社会福祉援助技術現場実習（教職）	2
災害ソーシャルワーク	2	社会福祉専門演習Ⅰ	4
障害児心理学	2	社会福祉専門演習Ⅱ	4
子どもの保健	2	卒業論文	2
学童保育論	2		
経営組織	2		

③自由科目

社会福祉学科

授業科目名	自由
ビジネススキル	2
キャリア形成支援Ⅰ	2
キャリア形成支援Ⅱ	2
社会福祉特別講座Ⅰ	1
社会福祉特別講座Ⅱ	2
社会福祉特別講座Ⅲ	2

（資格独自科目）

社会福祉学科

授業科目名	自由	授業科目名	自由
教職入門(中高)	2	保育内容D（発達と言葉）	1
教育原理(中高)	2	保育内容E（感性と表現）	1
教育制度論(中高)	2	乳児保育演習	1
特別支援教育概論（中高）	2	障害児保育演習	2
総合的な学習の時間の指導法(中高)	2	社会的養護内容演習	1
教育課程論(中高)	2	子育て支援演習	1
特別活動方法論(中高)	2	子どもの保健演習	1
教育方法論(中高)	2	音楽演習	1
生徒・進路指導論(中高)	2	造形演習	1
教育相談の基礎と方法(中高)	2	身体表現演習	1
福祉科教育法Ⅰ	2	言語表現演習	1

福祉科教育法Ⅱ	2	保育実習Ⅰ-A	2
教育実習Ⅰ（中高・事前事後）	1	保育実習Ⅰ-B	2
教育実習Ⅲ（中高）	2	保育実習指導Ⅰ-A	1
教職実践演習（中高）	2	保育実習指導Ⅰ-B	1
保育職論	2	保育実践演習	2
教育と発達のパシク学（中高）	2	教育福祉論	2
保育のパシク学	2	保育方法論Ⅰ	2
子ども家庭支援のパシク学	2	保育方法論Ⅱ	2
子どもの理解と援助	1	保育実習Ⅱ（保育所）	2
子どもの食と栄養演習	2	保育実習Ⅲ（施設）	2
保育・教育課程論	2	保育実習指導Ⅱ（保育所）	1
保育内容総論	1	保育実習指導Ⅲ（施設）	1
乳児保育論	2	スクールソーシャルワーク演習	1
保育内容A（からだと健康）	1	スクールソーシャルワーク実習指導	1
保育内容B（仲間と交わり）	1	スクールソーシャルワーク実習	2
保育内容C（生活と環境）	1		

(2) 経済学部

①総合基礎科目

経済学科

授業科目名	必修	選択	授業科目名	必修	選択
日本の歴史		4	キャリアプランニングⅡ		2
法と社会（日本国憲法）		4	宗教学		2
社会学		2	地理学（地誌を含む）		4
法と人権		2	日本史特講		2
心理学		2	外国史特講		2
政治学		2	数学入門		1
現代のアジア		2	海外事情研究		4
情報と社会		2	キャリア形成Ⅰ		2
情報処理演習Ⅰ		2	キャリア形成Ⅱ		2
情報処理演習Ⅱ		2	キャリア形成Ⅲ		2
健康・スポーツⅠ		2	キャリア形成Ⅳ		2
英語コミュニケーションⅠ	1		海外フィールドワークⅠ		2
英語コミュニケーションⅡ	1		海外フィールドワークⅡ		2
英語コミュニケーションⅢ	1		海外フィールドワークⅢ		4
英語コミュニケーションⅣ	1		海外フィールドワークⅣ		4
地域社会と共生		2	英語Ⅰ		2
教養演習		2	英語Ⅱ		2
基礎演習Ⅰ		2	英語Ⅲ		2
外国の歴史		4	ローカルフィールドワークⅠ		1
健康・スポーツⅡ		2	ローカルフィールドワークⅡ		1
スポーツと地域社会		2	ローカルフィールドワークⅢ		1
外書講読		2	ローカルフィールドワークⅣ		1
哲学・倫理学		2	日本語表現Ⅰ		1
キャリアプランニングⅠ		2	日本語表現Ⅱ		1
基礎演習Ⅱ		2	日本語表現Ⅲ		1
インターンシップⅠ		1	日本語表現Ⅳ		1
インターンシップⅡ		2	日本語表現Ⅴ		1
インターンシップⅢ		1	日本語表現Ⅵ		1
インターンシップⅣ		2	日本語表現Ⅶ		1
自然地理学		2	日本語表現Ⅷ		1
人文地理学		2			
現代教養		2			

(外国人留学生・帰国生徒の特例科目)

経済学科

授業科目名	必修	選択
日本語と文化Ⅰ	1	
日本語と文化Ⅱ	1	
日本語と文化Ⅲ	1	
日本語と文化Ⅳ	1	
日本語と文化Ⅴ	1	
日本語と文化Ⅵ	1	
日本語と文化Ⅶ	1	
日本語と文化Ⅷ	1	

②専門科目

経済学科

授業科目名	必修	選択	授業科目名	必修	選択
経済学	4		専門演習Ⅱ		2
経済史		4	専門演習Ⅲ		2
統計学Ⅰ		2	地域研究プロジェクトⅡ		2
経済経営のための数学	2		環境経済学		4
簿記		2	公共経済学Ⅰ		2
スポーツ社会学		2	公共経済学Ⅱ		2
経営学		4	都市経済学Ⅰ		2
財政学		4	都市経済学Ⅱ		2
金融論		4	労働経済学		4
マクロ経済学		4	地方行財政Ⅰ（財政）		2
ミクロ経済学		4	地方行財政Ⅱ（行政）		2
会計学		4	経営者特別講義		2
法律学		4	パーソナルファイナンス		2
専門演習Ⅰ		2	地域金融		2
地域研究プロジェクトⅠ		2	管理会計		2
民法		4	企業法Ⅰ（会社法）		2
行政法		4	企業法Ⅱ（独禁法・金融商 品取引法）		2
地域経済論		4	労働法		4
社会調査概論		2	経営戦略		4
社会調査法Ⅰ		2	産業組織論		4

社会調査法Ⅱ		2	ベンチャー経営		2
統計学Ⅱ		2	意思決定論		2
地域研究		4	医療経営特別講義		2
計量経済学Ⅰ		2	現代経営特別講義		<u>2</u>
計量経済学Ⅱ		2	医療福祉経営論		4
証券論		2	医療福祉会計		2
財務会計		2	医療情報管理		2
消費者法		2	医療福祉関係法		2
国際経済		4	経済とビジネス	2	
マーケティング		4	専門演習Ⅳ		2
経営組織		4	専門演習Ⅴ		2
人材マネジメント		4	卒業論文		4
アジア経済論		2	簿記（初級）		2
現代の医療と福祉		4	簿記（中級）		2
医療経済		2	簿記（上級）		2
医学概論		2			
高齢社会論		2			
社会政策		4			
社会保障論		4			

③自由科目

経済学科

授業科目名	自由
ビジネススキル	2

（資格独自科目）

経済学科

授業科目名	自由
教職入門（中高）	2
教育原理（中高）	2
教育と発達の心理学（中高）	2
特別支援教育概論（中高）	2
総合的な学習の時間の指導法（中高）	2
教育制度論（中高）	2
教育課程論（中高）	2
道徳教育の指導法（中）	2
特別活動方法論（中高）	2
教育方法論（中高）	2
生徒・進路指導論（中高）	2
教育相談の基礎と方法（中高）	2
社会科教育法Ⅰ	2
社会科教育法Ⅱ	2
社会科教育法Ⅲ	2
社会科教育法Ⅳ	2
公民科教育法Ⅰ	2
公民科教育法Ⅱ	2
地歴科教育法Ⅰ	2
地歴科教育法Ⅱ	2
教育実習Ⅰ（中高・事前事後）	1
教育実習Ⅱ（中高）	4
教育実習Ⅲ（中高）	2
総合演習Ⅰ	2
教職実践演習（中高）	2

(3) 健康科学部リハビリテーション学科・福祉工学科

①総合基礎科目

リハビリテーション学科理学療法学専攻・作業療法学専攻・介護学専攻

授業科目名	理学療法学 専攻		作業療法学 専攻		介護学 専攻	
	必修	選択	必修	選択	必修	選択
基礎演習			2			
基礎演習Ⅰ	1				1	
基礎演習Ⅱ	1				1	
国際コミュニケーションⅠ		1		1	1	
国際コミュニケーションⅡ		1		1	1	
国際コミュニケーションⅢ				1	1	
国際コミュニケーションⅣ				1	1	
心理学		2		2	2	
社会学		2		2	2	
経済学		2		2		2
憲法		2		2		2
倫理学		2		2		2
健康科学概論		1		1		1
自然科学概論		2		2		2
統計学演習		2		2		2
情報処理演習		2		2		2
スポーツと健康Ⅰ		1		1		1
スポーツと健康Ⅱ		1		1		1
キャリア開発				2		

福祉工学科

授業科目名	必修	選択
国際コミュニケーションⅠ		1
国際コミュニケーションⅡ		1
情報英語		1
心理学		2
社会学		2
経済学		2
憲法		2
倫理学		2
健康科学概論		1
自然科学概論		2
情報処理演習	2	
スポーツと健康Ⅰ		1
スポーツと健康Ⅱ		1
国際理解		4

②専門基礎科目

リハビリテーション学科理学療法学専攻・作業療法学専攻

授業科目名	理学療法学 専攻		作業療法学 専攻	
	必修	選択	必修	選択
リハビリテーション概論	2		2	
人間発達学	1		1	
生理学Ⅰ	2		2	
生理学Ⅱ	2		2	
生化学		1		
解剖学Ⅰ	4		4	
解剖学Ⅱ	2			
生理学Ⅰ実習	1		1	
生理学Ⅱ実習	1			
解剖学Ⅰ実習	2		2	
解剖学Ⅱ実習	2			
基礎運動学	2		2	
基礎運動学実習	1		1	
医学概論	1		1	
臨床心理学	1		1	
小児科学	1		1	
老年学	1			1
薬理学		1		1
救急医学		1		1
医学英語Ⅰ		1		1
医学英語Ⅱ		1		1
病理学	2		2	
整形外科学	2		2	
内科学	2		2	
臨床神経科学	2		2	
精神科学	2		2	

リハビリテーション学科介護学専攻

授業科目名	介護学専攻	
	必修	選択
リハビリテーション概論	2	
社会福祉原論Ⅰ	2	
社会福祉原論Ⅱ		2
介護福祉論Ⅰ	2	
介護福祉論Ⅱ	2	
医学一般Ⅰ（からだのしくみ）	2	
医学一般Ⅱ（疾患の理解）	2	
生活支援技術Ⅰ（からだのしくみ）	2	
生理学	2	
アダプテッド・スポーツ		2
社会調査法		2
加齢体力論		2

福祉工学科

授業科目名	必修	選択
基礎数学 I	2	
基礎数学 II		2
リハビリテーション論		2
確率統計学演習		2
医学一般 I（からだのしくみ）		2
情報工学入門		2
基礎演習		2
情報処理		2
健康情報演習 A		2
健康情報演習 B		2
論理回路		2
社会調査法		2
建築デザイン入門		2
環境建築入門		2

③専門科目

リハビリテーション学科理学療法学専攻

授業科目名	必修	選択	授業科目名	必修	選択
理学療法学概論	1		スポーツ理学療法学		2
公衆衛生学		2	ターミナルケア		2
機能障害科学	1		栄養学		2
理学療法基礎治療学	2		ヘルスプロモーション		1
運動療法学	2		疼痛医学		2
物理療法学	2		前庭リハビリテーション		2
物理療法学実習	2		ニューロリハビリテーション		1
日常生活活動学	2		理学療法学研究Ⅰ	1	
日常生活活動学実習	2		理学療法学研究Ⅱ	1	
理学療法評価学Ⅰ	2		理学療法学研究Ⅲ	1	
理学療法評価学Ⅱ	2		見学実習指導	1	
理学療法評価学Ⅰ実習	2		評価実習指導	1	
理学療法評価学Ⅱ実習	2		総合実習指導	1	
応用運動学	2		見学実習	1	
応用運動学実習	1		評価実習	4	
運動生理学	1		総合実習Ⅰ	7	
運動生理学実習	1		総合実習Ⅱ	7	
障害者福祉論		2			
義肢装具学	2				
義肢装具学実習	1				
小児理学療法学	2				
老年期理学療法学		1			
運動器理学療法学	2				
運動器理学療法学実習	2				
内部障害理学療法学	3				
内部障害理学療法学実習	1				
神経系理学療法学	2				
神経系理学療法学実習	2				
地域理学療法学	1				
福祉住環境計画		2			
医療管理学	1				
医療統計学		1			
リハビリテーション工学		2			

リハビリテーション学科作業療法学専攻

授業科目名	必修	選択	授業科目名	必修	選択
作業療法学概論	1		地域リハビリテーションⅠ	1	
公衆衛生学		2	地域リハビリテーションⅡ	1	
基礎作業学	2		生活環境介入論	1	
作業療法評価学Ⅰ	2		福祉住環境計画		2
作業療法評価学Ⅱ	1		中枢神経障害のリハビリテーション	1	
作業療法評価学Ⅲ	1		整形外科系障害のリハビリテーション	1	
作業療法評価学Ⅳ	1		高次脳機能障害リハビリテーション	1	
作業療法評価学実習Ⅰ	1		精神障害リハビリテーション	1	
作業療法評価学実習Ⅱ	1		認知症リハビリテーション	2	
身体障害作業療法学Ⅰ	1		医療管理学	1	
身体障害作業療法学Ⅱ	1		リハビリテーション工学		2
身体障害作業療法学Ⅲ	1		ターミナルケア		2
身体障害作業療法学Ⅳ	1		栄養学		2
精神障害作業療法学Ⅰ	1		内科系障害リハビリテーション	1	
精神障害作業療法学Ⅱ	1		総合作業療法学	1	
神経系解剖生理学	2		総合作業療法学演習		2
応用運動学	2		作業療法学基礎演習		1
運動器系解剖生理学Ⅰ	2		作業療法学専門演習		1
運動器系解剖生理学Ⅱ	2		作業療法指導法演習	1	
解剖生理学実習	2		作業療法研究法	1	
日常生活活動学	2		作業療法学研究Ⅰ	1	
日常生活活動学実習	1		作業療法学研究Ⅱ	1	
地域福祉論		2	評価実習指導		1
リハビリテーション介護	1		総合実習指導		1
高齢者福祉論		2	見学実習	2	
障害者福祉論		2	評価実習	3	
作業療法介入法Ⅰ（実技）	1		総合実習Ⅰ	12	
作業療法介入法Ⅱ（実技）	1		総合実習Ⅱ	6	
作業療法介入法Ⅲ（実技）	1				
老年期作業療法学	2				
小児作業療法学	2				
高次脳機能障害学	2				
義肢装具学	1				
環境因子調整法（実習）	1				

リハビリテーション学科介護学専攻

授業科目名	必修	選択	授業科目名	必修	選択
コミュニケーションⅠ	2		介護総合演習Ⅲ	2	
コミュニケーションⅡ	2		介護実習Ⅰ	2	
リハビリテーション介護		1	介護実習Ⅱ	3	
リスクマネジメント	2		介護実習Ⅲ	5	
生活支援技術Ⅱ	2		障害者スポーツ	2	
生活支援技術演習Ⅰ	1		児童・家庭福祉論		2
生活支援技術演習Ⅱ	1		低所得者福祉論		2
生活支援技術演習Ⅲ	1		社会保障論Ⅰ	2	
介護過程	2		社会保障論Ⅱ		2
介護過程演習Ⅰ	1		福祉行財政・計画論		2
介護過程演習Ⅱ	1		福祉サービス組織論	2	
介護過程演習Ⅲ	1		保健医療サービス論		2
介護過程演習Ⅳ	1		就労支援サービス論		1
他職種連携	2		権利擁護と成年後見制度		2
高齢者福祉論		2	更生保護制度		1
障害者福祉論		2	福祉住環境計画		2
高齢者の心理	2		相談援助の理論と方法Ⅰ		2
家政学Ⅰ（調理実習）	1		相談援助の理論と方法Ⅱ		2
精神保健	2		相談援助の理論と方法Ⅲ		2
生活支援技術（運動機能障害）	2		相談援助の理論と方法Ⅳ		2
生活支援技術（内部障害）	2		相談援助演習Ⅰ		2
生活支援技術（視覚・聴覚障害）	2		相談援助演習Ⅱ		2
地域福祉論Ⅰ		2	相談援助演習Ⅲ		1
地域福祉論Ⅱ		2	相談援助実習指導Ⅰ		1
相談援助の基盤と専門職Ⅰ		2	相談援助実習指導Ⅱ		1
相談援助の基盤と専門職Ⅱ		2	相談援助実習指導Ⅲ		1
医療的ケア	2		相談援助実習指導Ⅳ		1
医療的ケア演習（吸引）	1		相談援助実習A・B		4
医療的ケア演習（経管栄養）	1		中枢神経障害のリハビリテーション		1
障害者の心理	2		整形外科系障害のリハビリテーション		1
家政学Ⅱ（住居）	2		高次脳機能障害リハビリテーション		1
ターミナルケア	2		精神障害リハビリテーション		1
認知症介護	2		認知症リハビリテーション	2	
基礎バイオメカニクス	2		介護学研究Ⅰ	2	
介護総合演習Ⅰ	1		介護学研究Ⅱ	2	
介護総合演習Ⅱ	1				

福祉工学科

授業科目名	必修	選択	授業科目名	必修	選択
力学基礎		2	身体機能リハビリテーション		2
介護福祉論		2	認知機能リハビリテーション		2
プログラミング演習Ⅰ		2	福祉用具市場の理解		2
プログラミング演習Ⅱ		2	組込みプログラミング演習		1
情報技術Ⅰ		2	生体情報とバイオメカニクス		2
情報技術Ⅱ		2	リハビリテーションシステム		2
情報技術Ⅲ		2	医療システム開発演習		2
情報技術Ⅳ		2	住環境整備・住宅関連機器		2
キャリア形成Ⅰ		2	健康情報実験		1
キャリア形成Ⅱ		2	生活支援機器演習		1
キャリア形成Ⅲ		2	情報アクセシビリティ		2
キャリア形成Ⅳ		2	情報セキュリティ		2
コンピュータシステムⅠ		2	生活と情報技術		2
コンピュータシステムⅡ		2	福祉用具プランニング演習Ⅰ		1
データ構造とアルゴリズムⅠ		2	福祉用具プランニング演習Ⅱ		1
データ構造とアルゴリズムⅡ		2	健康情報総合演習Ⅰ		1
リハビリテーション工学		2	健康情報総合演習Ⅱ		1
福祉用具論		2	業界研究		1
高齢者福祉論		2	建築図学		2
障害者福祉論		2	建築製図演習		4
インターンシップⅠ		1	建築学概論		2
インターンシップⅡ		2	建築計画Ⅰ		2
オブジェクト志向プログラミング演習		2	建築計画Ⅱ		2
データベース		2	建築人間工学		2
Webプログラミング演習		1	建築デザイン表現演習		2
システム設計論		2	建築材料Ⅰ		2
マルチメディア		2	建築材料Ⅱ		2
マルチメディア演習		1	建築構造力学		2
CAD演習Ⅰ		1	建築構造力学応用		2
CAD演習Ⅱ		1	建築測量実習		2
情報工学実験		1	建築CAD演習		2
情報ネットワーク		2	環境政策論		2
地域福祉論Ⅰ		2	森林保護学		2
福祉用具演習		1	生態学概論		2

建築法規		2		
福祉住環境計画		2		
建築設備		2		
建築一般構造		2		
建築一般構造応用		2		
建築生産		2		
建築環境工学		2		
建築設計演習Ⅰ		4		
建築設計演習Ⅱ		4		
エコロジカル建築		2		
エコロジカル建築設計演習		4		
福祉環境設計演習		4		
都市計画論		2		
環境経済学		2		
建築防災計画		2		
ビオトープ計画施行演習		4		
環境分析評価演習		2		
造園学		2		
都市緑化論		2		
建築ユニバーサルデザイン論		2		
環境共生のまちづくり		2		
都市景観生態学		2		
ビオトープ研究		2		
卒業研究Ⅰ	4			
卒業研究Ⅱ	4			
キャリア研究		2		
企業・行政研究		2		
キャリア開発		2		
社会福祉研究		2		

④自由科目

リハビリテーション学科・福祉工学科

授業科目名	自由
ビジネススキル	2

(資格独自科目)

福祉工学科

授業科目名	自由
社会福祉原論Ⅰ	2
社会福祉原論Ⅱ	2
児童・家庭福祉論	2
地域福祉論Ⅱ	2
社会保障論Ⅰ	2
福祉行財政・計画論	2
社会保障論Ⅱ	2
低所得者福祉論	2
就労支援サービス論	1
福祉サービス組織論	2
権利擁護と成年後見制度	2
保健医療サービス論	2
更生保護制度	1
相談援助の基盤と専門職Ⅰ	2
相談援助の基盤と専門職Ⅱ	2
相談援助の理論と方法Ⅰ	2
相談援助の理論と方法Ⅱ	2
相談援助の理論と方法Ⅲ	2
相談援助の理論と方法Ⅳ	2
相談援助演習Ⅰ	2
相談援助演習Ⅱ	2
相談援助演習Ⅲ	1
相談援助実習指導Ⅰ	1
相談援助実習指導Ⅱ	1
相談援助実習指導Ⅲ	1
相談援助実習指導Ⅳ	1
相談援助実習A・B	4

(4) 子ども発達学部

①総合基礎科目

子ども発達学科

授業科目名	保育専修		学校教育専修	
	必修	選択	必修	選択
スポーツ実技	2		2	
フレッシュマンイングリッシュ I-1	1		1	
フレッシュマンイングリッシュ I-2		1		1
フレッシュマンイングリッシュ II-1	1		1	
フレッシュマンイングリッシュ II-2		1		1
情報処理演習 I	2		2	
情報処理演習 II		2		2
言語と文化 I		1		1
言語と文化 II		1		1
海外フィールドワーク		4		4
人間発達学 A		2		2
保育実践入門		2		2
教育実践入門		2		2
障害学入門		2		2
思春期のセクシャリティ		2		2
心理学概論		2		2
自然科学の世界		2		2
社会科学の世界		2		2
人文科学の世界		2		2
総合演習 I		2		2
ジェンダー論		2		2
人間発達学 B		2		2
市民社会の諸問題		2		2
日本国憲法	2		2	
スポーツと文化		2		2
総合演習 II		2		2
保育学基礎演習		2		2
教育学基礎演習		2		2
アダプテッド・スポーツ		2		2

心理臨床学科

授業科目名	必修	選択
スポーツ実技		2
フレッシュマンイングリッシュ I-1	1	
フレッシュマンイングリッシュ I-2		1
フレッシュマンイングリッシュ II-1	1	
フレッシュマンイングリッシュ II-2		1
情報処理演習 I		2
情報処理演習 II		2
言語と文化 I		1
言語と文化 II		1
海外フィールドワーク		4
人間発達学A		2
保育実践入門		2
教育実践入門		2
障害学入門		2
思春期のセクシャリティ		2
心理学概論	2	
自然科学の世界		2
社会科学の世界		2
人文科学の世界		2
総合演習 I		2
ジェンダー論		2
人間発達学B		2
市民社会の諸問題		2
日本国憲法		2
スポーツと文化		2
総合演習 II		2
心理学基礎演習		2
アダプテッド・スポーツ		2

（外国人留学生・帰国生徒の特例科目）

子ども発達学科・心理臨床学科

授業科目名	子ども発達学科		心理臨床学科	
	必修	選択	必修	選択
日本語と文化Ⅰ-1	1		1	
日本語と文化Ⅰ-2	1		1	
日本語と文化Ⅱ-1	1		1	
日本語と文化Ⅱ-2	1		1	
日本語と文化Ⅲ-1	1		1	
日本語と文化Ⅲ-2	1		1	
日本語と文化Ⅳ-1	1		1	
日本語と文化Ⅳ-2	1		1	

②専門科目

子ども発達学科 保育専修

授業科目名	必修	選択	授業科目名	必修	選択
保育原理Ⅰ		2	子ども理解の理論と方法		1
保育原理Ⅱ		2	教育・臨床相談の基礎演習		1
教育原理(幼保)		2	保育カンファレンス演習		1
教育と発達の心理学(幼保)		2	子どもの食と栄養演習		2
保育・教育制度論		2	子ども家庭支援の心理学		2
保育方法論Ⅰ		2	子どもの理解と援助		1
保育方法論Ⅱ		2	子どもの保健		2
保育職論		2	乳児保育論		2
社会福祉論		2	乳児保育演習		2
保育・教育課程論		2	障害児保育演習		2
特別支援教育概論(幼)		2	子どもの健康と安全		1
子ども家庭福祉論Ⅰ		2	ソーシャルワーク演習		1
子ども家庭福祉論Ⅱ		2	社会的養護内容演習		1
子ども家庭支援論		2	子育て支援演習		2
社会的養護		2	教育実習Ⅰ(幼・事前事後)		1
教育福祉論		2	教育実習Ⅱ(幼)		4
障害者論		2	保育・教職実践演習		2
学童保育論		2	保育実習ⅠA(保育所)		2
保育内容演習		2	保育実習指導ⅠA(保育所)		1
乳幼児と音楽(演習)		2	保育実習ⅠB(施設)		2
乳幼児と造形(演習)		2	保育実習指導ⅠB(施設)		1
乳幼児と健康(演習)		2	保育実習Ⅱ(保育所)		2
乳幼児と言葉(演習)		2	保育実習指導Ⅱ(保育所)		1
乳幼児と人間関係		2	保育実習Ⅲ(施設)		2
乳幼児と環境		2	保育実習指導Ⅲ(施設)		1
からだと健康(保育内容A)		2	子ども発達学専門演習Ⅰ	4	
仲間と交わり(保育内容B)		2	子ども発達学専門演習Ⅱ	4	
生活と環境(保育内容C)		2			
発達と言葉(保育内容D)		2			
感性と表現(保育内容E)		2			
音楽表現		2			
造形表現		2			
身体表現		2			

子ども発達学科 学校教育専修

授業科目名	必修	選択	授業科目名	必修	選択
教職入門		2	国語科教育法		2
教育と発達の心理学		2	社会科教育法		2
教育原理		2	図画工作教育法		2
教育制度論		2	音楽科教育法		2
特別支援教育概論		2	体育科教育法		2
教育課程論		2	算数科教育法		2
教育方法論		2	理科教育法		2
生徒・進路指導論		2	生活科教育法		2
学校教育演習		2	家庭科教育法		2
道德教育の理論と方法		2	外国語教育法		2
特別活動方法論		2	総合的な学習の時間の指導法		2
教育相談の基礎と方法		2	音楽専門研究Ⅱ		2
特別ニーズ教育論		2	造形専門研究Ⅱ		2
国語科研究		2	スポーツ専門研究Ⅱ		2
社会科研究		2	中等社会科教育法A		2
算数科研究		2	中等社会科教育法B		2
音楽専門研究Ⅰ		2	中等社会科教育法C		2
造形専門研究Ⅰ		2	中等社会科教育法D		2
スポーツ専門研究Ⅰ		2	教職インターンシップⅠ		2
理科研究		2	教育実習Ⅰ（小・事前事後）		1
生活科研究		2	教育実習Ⅱ（小）		4
家庭科研究		2	教育実習Ⅰ（中・事前事後）		1
外国語研究		2	教育実習Ⅱ（中）		4
家族社会学		2	教職インターンシップⅡ		2
日本史概論		2	教職実践演習（小中）		2
外国史概論		2	特別支援教育論		2
地理学概論		2	知的障害児教育論		2
法学概論		2	知的障害児指導法		2
政治学概論		2	肢体不自由児教育論		2
社会学概論		2	肢体不自由児指導法		2
経済学概論		2	特別支援教育課程論		2
哲学概論		2	聴覚障害児指導法		2
日本史特講		2	重度重複障害児教育論		2
近現代史		2	重度重複障害児指導法		2

自然地理学		2	発達障害児指導法		2
人文地理学		2	障害児教育特論		2
政治学特講		2	障害児教育実習Ⅰ（事前事後）		1
法学特講		2	障害児教育実習Ⅱ		2
社会学特講		2	知的障害児の心理		2
経済学特講		2	知的障害児の生理と病理		2
哲学特講		2	肢体不自由児の心理		2
倫理学概論		2	肢体不自由児の生理と病理		2
宗教学概論		2	視覚・聴覚・病弱児論		2
倫理学特講（死生学）		2	発達障害児論		2
社会福祉論		2	聴覚障害児の心理・生理・病理		2
子ども家庭福祉論Ⅰ		2	病弱児の心理・生理・病理		2
子ども家庭福祉論Ⅱ		2	動作法		2
学校福祉論		2	障害児アセスメント演習		2
教育福祉論		2			
司法福祉論		2			
学童保育論		2			
子ども発達学専門演習Ⅰ	4				
子ども発達学専門演習Ⅱ	4				

心理臨床学科

授業科目名	必修	選択	授業科目名	必修	選択
発達心理学		2	動作法		2
感情・人格心理学		2	社会福祉論		2
心理学研究法	2		子ども家庭福祉論Ⅰ		2
教育・学校心理学		2	子ども家庭福祉論Ⅱ		2
心理データ処理演習		2	教育福祉論		2
心理学実験	2		哲学概論		2
心理学統計法		2	宗教学概論		2
学習・言語心理学		2	倫理学概論		2
社会・集団・家族心理学		2	死生学		2
神経・生理心理学		2	心理学発展演習		2
論文・外書講読		2	心理学専門演習Ⅰ	4	
コミュニティ心理学		2	心理学専門演習Ⅱ	4	
対人関係論		2	心理学研究法演習		2
知覚・認知心理学		2	心理演習		2
色彩心理学		2	心理支援演習		2
心理調査概論		2	臨床心理学演習		2
臨床心理学概論		2	心理実習Ⅰ		4
心理学的支援法		2	心理実習Ⅱ		4
精神疾患とその治療		2	心理的アセスメント		2
学校心理臨床論		2	心理療法特講		2
神経症と心身症		2	心理アセスメント演習		2
人体の構造と機能及び疾病		2	臨床面接法演習		2
健康・医療心理学		2	消費者心理学		2
福祉心理学		2	心理学応用実験		2
児童心理支援論		2	インターンシップⅠ		1
高齢者心理支援論		2	インターンシップⅡ		2
心理療法論		2	コミュニケーションスキル演習Ⅰ		2
司法・犯罪心理学		2	コミュニケーションスキル演習Ⅱ		2
関係行政論		2	多変量解析		2
公認心理師の職責		2	質的データの解析		2
支援者の心理		2	産業・組織心理学		2
知的障害児の生理と病理		2	ホスピタリティの心理学		2
発達障害児論		2	ビジネス心理学演習		2
聴覚障害児の心理・生理・病理		2			
障害者・障害児心理学		2			
肢体不自由児の心理		2			

③自由科目

子ども発達学科

授業科目名	自由
ビジネススキル	2
インターンシップⅢ	1
インターンシップⅣ	2

心理臨床学科

授業科目名	自由
ビジネススキル	2
インターンシップⅢ	1
インターンシップⅣ	2

(5) 国際福祉開発学部

①総合基礎科目

国際福祉開発学科

授業科目名	必修	選択	授業科目名	必修	選択
心理学		2	英語コミュニケーションⅠ		1
社会学		2	英語コミュニケーションⅡ		1
法と社会（日本国憲法）		4	English PresentationⅠ	2	
健康・スポーツ		2	English PresentationⅡ	2	
国際福祉開発の仕事		2	英語基礎		2
アジアのローカル言語と文化		2	グローバル教養		2
英語総合基礎Ⅰ		1	基礎演習Ⅰ	2	
英語総合基礎Ⅱ		1	基礎演習Ⅱ	2	
情報処理演習Ⅰ		2	キャリア英語Ⅰ		2
情報処理演習Ⅱ		2	キャリア英語Ⅱ		2
国際フィールドワークⅠ		4	キャリア英語Ⅲ		2
くらしと経済Ⅰ		2	Writing & CommunicationⅠ		2
くらしと経済Ⅱ		2	Writing & CommunicationⅡ		2
Extensive ReadingⅠ		1			
Extensive ReadingⅡ		1			

(外国人留学生・帰国生徒の特例科目)

国際福祉開発学科

授業科目名	必修	選択
日本語と文化Ⅰ-1		1
日本語と文化Ⅰ-2		1
日本語と文化Ⅱ-1		1
日本語と文化Ⅱ-2		1
日本語と文化Ⅲ-1		1
日本語と文化Ⅲ-2		1
日本語と文化Ⅳ-1		1
日本語と文化Ⅳ-2		1
Japan Area StudiesⅠ		16
Japan Area StudiesⅡ		16

②専門基礎科目

国際福祉開発学科

授業科目名	必修	選択	授業科目名	必修	選択
国際交流ファシリテーション演習Ⅰ		2	開発ソーシャルワーク演習Ⅰ		2
国際交流ファシリテーション演習Ⅱ		2	グローバルキャリアデザインⅠ		2
English for TOEICⅠ		1	グローバルキャリアデザインⅡ		2
English for TOEICⅡ		1	経営学Ⅰ		2
国際協力		2	経営学Ⅱ		2
異文化理解		2	ビジネスリテラシー		2
環境と開発Ⅰ		2	グローバル企業ケーススタディ		2
現代福祉		2	社会企業		2
アジアの経済社会		2	ジェンダー論		2
対面コミュニケーション論		2	国際交流ファシリテーション演習Ⅴ		1
社会調査		2	開発ソーシャルワーク演習Ⅱ		2
国際フィールドワークⅡ		4	専門演習Ⅰ		2
ニュース英語		2	専門演習Ⅱ		2
English PresentationⅢ		2	社会言語学		2
English PresentationⅣ		2	卒業研究Ⅰ		2
国際交流ファシリテーション演習Ⅲ		2	卒業研究Ⅱ		2
国際交流ファシリテーション演習Ⅳ		2			
English for TOEICⅢ		1			
English for TOEICⅣ		1			
総合演習Ⅰ	2				
総合演習Ⅱ	2				

③専門科目

国際福祉開発学科

授業科目名	必修	選択	授業科目名	必修	選択
コーチング論		2	Global Educational Resources		2
メディアデザイン		2	英語科教育法Ⅲ		2
英語学概論		2	英語科教育法Ⅳ		2
英語学演習		2	地域福祉論		2
英語音声学		2	福祉経営論Ⅰ		2
英語総合コミュニケーションⅠ		2	福祉経営論Ⅱ		2
英語総合コミュニケーションⅡ		2	NPO/NGO論		2
観光英語		2	参加型のまちづくり		2
情報管理概論		2	持続可能性教育		2
福祉社会開発		2	開発人類学		2
英語科教育法Ⅰ		2	国際福祉開発		2
英語科教育法Ⅱ		2	日本語学Ⅰ		2
国際開発と障害学		2	日本語学Ⅱ		2
国際フィールドワークⅢ		2	日本語教育法Ⅱ		2
国際フィールドワークⅣ		2	日本語学演習		2
環境と開発Ⅱ		2	日本語教育実習		4
国際保健		2	卒業論文		2
日本語教授法Ⅰ		2			
国際フィールドワークⅤ		8			
国際フィールドワークⅥ		8			
インターンシップⅠ		1			
インターンシップⅡ		2			
インターンシップⅢ		1			
インターンシップⅣ		2			
国際協働インターンシップ		2			
グローバルフィールドインターンシップ		2			
ネットワークデザイン		2			
英語デジタルコンテンツ		2			
英語文学史		2			
英語文学講義Ⅰ		2			
英語文学講義Ⅱ		2			
多文化共生論		2			
英語総合コミュニケーションⅢ		2			

英語総合コミュニケーションⅣ		2		
----------------	--	---	--	--

④自由科目

国際福祉開発学科

授業科目名	自由
ビジネススキル	2

(資格独自科目)

授業科目名	自由
教職入門（中高）	2
教育原理（中高）	2
教育と発達の心理学（中高）	2
特別支援教育概論（中高）	2
総合的な学習の時間の指導法（中高）	2
教育制度論（中高）	2
教育課程論（中高）	2
道徳教育の指導法（中）	2
特別活動方法論（中高）	2
教育方法論（中高）	2
生徒・進路指導論（中高）	2
教育相談の基礎と方法（中高）	2
教育実習Ⅰ（中高・事前事後）	1
教育実習Ⅱ（中高）	2
教育実習Ⅲ（中高）	2
教職実践演習（中高）	2

(6) 看護学部

①総合基礎科目

看護学科

授業科目名	必修	選択
英語コミュニケーションⅠ	1	
英語コミュニケーションⅡ	1	
英語コミュニケーションⅢ	1	
英語コミュニケーションⅣ	1	
基礎ゼミナールⅠ	1	
基礎ゼミナールⅡ	1	
化学	2	
情報処理演習		2
健康・スポーツⅠ		1
健康・スポーツⅡ		1
日本の歴史		4
心理学		2
政治学		2
哲学		2
グローバル教養		2
異文化理解		2
法と社会（日本国憲法）		4
社会学		2

②専門基礎科目

看護学科

授業科目名	必修	選択
人間の形態と機能Ⅰ	2	
人間の形態と機能Ⅱ	1	
生化学	1	
微生物学	1	
人間工学	1	
ストレス心理学	1	
人間関係論	1	
病理学	1	
疾病論（内科系）	2	
疾病論（外科系）	2	
疾病論（小児系）	1	
疾病論（母性系）	1	
疾病論（精神系）	1	
臨床薬理学	1	
臨床検査学	1	
臨床栄養学	1	
健康管理学	2	
保健行動論	2	
公衆衛生学	2	
社会福祉学	2	
家族社会学	2	
疫学	2	
保健医療福祉政策論	2	
保健医療統計学	1	
老年学		1

③専門科目

看護学科

授業科目名	必修	選択	授業科目名	必修	選択
看護学概論（概念・理論・歴史）	2		公衆衛生看護方法論Ⅰ	2	
看護管理概論	2		看護学研究方法論	1	
看護倫理	1		卒業研究Ⅰ	1	
災害看護	1		卒業研究Ⅱ	1	
看護過程演習	1		看護統合実習	2	
看護技術演習Ⅰ	2		多職種連携論	1	
看護技術演習Ⅱ	2		看護感染論		2
看護技術演習Ⅲ	1		看護教育論		2
基礎看護学実習Ⅰ	1		緩和ケア論		2
基礎看護学実習Ⅱ	2		リハビリテーション看護論		2
成人看護学概論	2		国際看護論		2
成人慢性期看護方法論	2		家族看護論		2
成人急性期看護方法論	2		統合看護基礎技術演習		1
老年看護学概論	2		チーム医療連携演習		1
老年看護方法論	2		国際保健演習		1
小児看護学概論	2		多職種連携実践論		1
小児看護方法論	2		公衆衛生看護方法論Ⅱ		2
母性看護学概論	2		公衆衛生看護方法論Ⅲ		2
母性看護方法論	2		公衆衛生看護管理活動論		2
精神看護学概論	2		公衆衛生看護学実習Ⅰ		3
精神看護方法論	2		公衆衛生看護学実習Ⅱ		2
成人看護学慢性期実習	3				
成人看護学急性期実習	3				
老年看護学実習Ⅰ	1				
老年看護学実習Ⅱ	1				
老年看護学実習Ⅲ	2				
小児看護学実習	2				
母性看護学実習	2				
精神看護学実習	2				
在宅看護論	2				
在宅看護方法論	2				
在宅看護論実習	2				
公衆衛生看護学概論	2				

(7) スポーツ科学部

①総合基礎科目

スポーツ科学科

授業科目名	必修	選択
経営学		2
統計学		2
社会学		2
哲学		2
キャリア開発Ⅰ		2
日本国憲法		2
フレッシュマンイングリッシュⅠ-1	1	
フレッシュマンイングリッシュⅠ-2		1
フレッシュマンイングリッシュⅡ-1	1	
フレッシュマンイングリッシュⅡ-2		1
情報処理演習Ⅰ	2	
情報処理演習Ⅱ		2
海外フィールドワーク		4
スポーツ実技	2	
政治学		2
キャリア開発Ⅱ		2
スポーツイングリッシュⅠ		1
経済学		2
スポーツイングリッシュⅡ		1
生命と環境		2

（外国人留学生・帰国生徒の特例科目）

スポーツ科学科

授業科目名	必修	選択
日本語と文化Ⅰ－1		1
日本語と文化Ⅰ－2		1
日本語と文化Ⅱ－1		1
日本語と文化Ⅱ－2		1
日本語と文化Ⅲ－1		1
日本語と文化Ⅲ－2		1
日本語と文化Ⅳ－1		1
日本語と文化Ⅳ－2		1

②専門科目

スポーツ科学科

授業科目名	必修	選択	授業科目名	必修	選択
生理学		2	地域スポーツ論		2
スポーツ科学入門	2		武道論		2
スポーツ史		2	スポーツジェンダー論		2
スポーツ文化論		2	スポーツ医学B（外科系）		2
スポーツビジネス		2	トレーニング科学	2	
発育発達論（運動発達・認識発達・ことばの発達）		2	測定・評価		2
機能解剖学		2	メンタルトレーニング		2
認知心理学		2	知的障害児教育論		2
健康管理概論		2	スポーツ科学演習	2	
学校保健A（小児・精神）		2	スポーツコミュニケーション		2
野外スポーツ論		2	スポーツメディア論		2
スポーツ社会学	2		レクリエーション理論		2
ふくしスポーツ論	2		衛生・公衆衛生学		2
スポーツ哲学	2		学校保健B（学校・救急処置）		2
スポーツマネジメント		2	肢体不自由児の心理		2
スポーツ教育学		2	肢体不自由児の生理と病理		2
スポーツキャリア教育		2	障害者スポーツ指導法演習A		1
スポーツ統計学		2	ふくしスポーツ演習		4
スポーツと脳		2	スポーツ政策・行政論		2
スポーツ生理学	2		スポーツ法学		2
スポーツ心理学		2	アスレティックリハビリテーション		2
障害者スポーツ論	2		加齢学		2
スポーツ倫理学		2	肢体不自由児指導法		2
スポーツ支援者論		2	障害者スポーツ指導法演習B		1
身体表現・芸術表現論		2	コンディショニング演習		2
スポーツ・運動指導者論		2	スポーツフィールドワークⅡ-1		2
スポーツ医学A（内科系）		2	スポーツフィールドワークⅡ-2		2
スポーツ栄養学		2	専門実技（ダンス）		1
コーチング科学		2	専門実技（野外運動A）		1
特別支援教育論		2	専門実技（陸上）		1
肢体不自由児教育論		2	専門実技（バスケットボール）		1
スポーツバイオメカニクス		2	専門実技（器械運動）		1
スポーツ人類学		2	専門実技（水泳）		1

専門実技（バレーボール）		1
専門実技（柔道）		1
専門実技（アダプテッド・スポーツ）		1
専門実技（サッカー）		1
専門実技（バドミントン）		1
専門実技（野外運動B）		1
専門実技（野外運動C）		1
専門実技（ソフトボール）		1
専門実技（テニス）		1
専門実技（卓球）		1
専門実技（剣道）		1
スポーツ指導法演習（陸上）		1
スポーツ指導法演習（バスケットボール）		1
スポーツ指導法演習（水泳・水中運動）		1
スポーツ指導法演習（ダンス）		1
スポーツ指導法演習（バレーボール）		1
スポーツ指導法演習（サッカー）		1
スポーツ指導法演習（テニス）		1
スポーツ指導法演習（バドミントン）		1
スポーツ指導法演習（卓球）		1
スポーツ指導法演習（ゴルフ）		1
スポーツ指導法演習（エアロビクス）		1
スポーツ指導法演習（レクリエーション・ニュースポーツⅠ）		1
スポーツ指導法演習（レクリエーション・ニュースポーツⅡ）		1
保健体育科教育法Ⅰ（授業づくりの基礎理論）		2
保健体育科教育法Ⅱ-A（陸上・器械運動）		2
保健体育科教育法Ⅱ-B（球技・水泳）		2
保健体育科教育法Ⅱ-C（武道）		2
保健体育科教育法Ⅱ-D（ダンス・体育理論）		2
保健体育科教育法Ⅲ（授業づくり）		2
導入ゼミ	2	
スポーツフィールドワークⅠ	2	
専門演習Ⅰ	2	
専門演習Ⅱ	4	

③自由科目

スポーツ科学科

授業科目名	必修	選択
教職入門（中高）		2
知的障害児の心理		2
視覚・聴覚・病弱児論		2
教育原理（中高）		2
教育と発達のパシ理学（中高）		2
特別支援教育概論（中高）		2
総合的な学習の時間の指導法（中高）		2
教育制度論（中高）		2
教育課程論（中高）		2
教育相談の基礎と方法（中高）		2
知的障害児の生理と病理		2
道徳教育の指導法（中高）		2
教育方法論（中高）		2
知的障害児指導法		2
生徒・進路指導論（中高）		2
発達障害児論		2
特別支援教育課程論		2
特別活動方法論（中高）		2
教育実習Ⅰ（中高・事前事後）		1
教育実習Ⅱ（中高）		4
教育実習Ⅲ（中高）		2
障害児教育実習Ⅰ（事前事後）		1
障害児教育実習Ⅱ		2
教職実践演習（中高）		2
健康運動特論Ⅰ		2
健康運動特論Ⅱ		2
健康運動特論Ⅲ		1
健康産業施設現場実習		2
ビジネススキル		2
インターンシップⅠ		1
インターンシップⅡ		2

(8) 全学教育センター科目

授業科目名	必修	選択
日本福祉大学の歴史		2
知多学		2
ふくしとフィールドワーク		2
ヒューマンケアのための多職種連携		2
知多半島のふくし		2
ふくしと減災コミュニティ		2
ふくしフィールドワーク実践		2
こころとからだ		2
福祉社会入門		2
視覚障害者支援論		2
聴覚障害者の理解と支援		1
ろう文化と手話		2
法入門		2
地震と減災社会		2
福祉の力		2
コミュニケーション力演習		2
文章作成力演習		2
スポーツ・文化特講Ⅰ		2
スポーツ・文化特講Ⅱ		2
国内留学フィールド・スタディⅠ		1
国内留学フィールド・スタディⅡ		1
国内留学フィールド・スタディⅢ		1
海外英語研修		2

(9) 幼稚園免許取得に関する特例科目

子ども発達学部子ども発達学科

授業科目名	単位数
教職入門（特例）	2
教育制度論（特例）	2
保育課程論（特例）	1
保育内容と方法（特例）	2
幼児理解の理論と方法（特例）	1

(10) 保育士資格取得に関する特例科目

社会福祉学部社会福祉学科

授業科目名	単位数
福祉と養護	2
子ども家庭支援論	2
保健と食と栄養	2
乳児保育	2

別表2

大学入試センター利用入学試験の検定料	15,000円
同日同種の入学試験で併願が認められている場合に、1追加出願するための検定料	5,000円
大学入試センター利用入学試験以外の入学試験の検定料	25,000円
転籍試験（転学部）の検定料	20,000円
転籍試験（転科・転専攻・転専修）の検定料	10,000円

別表3

	入学金 (入学時のみ)	授業料 (年額)	施設維持費 (年額)	実験実習費 (年額)	備考
社会福祉学部 社会福祉学科	200,000円	835,000円	190,000円	—	
経済学部 経済学科	200,000円	835,000円	200,000円	—	
健康科学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 作業療法学専攻	200,000円	965,000円	395,000円	210,000円	
健康科学部 リハビリテーション学科 介護学専攻	200,000円	965,000円	210,000円	—	介護実習費は学費に含む。
健康科学部 福祉工学科	200,000円	965,000円	210,000円	—	
子ども発達学部 子ども発達学科	200,000円	835,000円	190,000円	—	
子ども発達学部 心理臨床学科	200,000円	835,000円	190,000円	—	
国際福祉開発学部 国際福祉開発学科	200,000円	835,000円	200,000円	—	
看護学部 看護学科	200,000円	965,000円	400,000円	285,000円	
スポーツ科学部 スポーツ科学科	200,000円	850,000円	360,000円		

別表 4

学部等	資格課程	課程登録費
社会福祉学部 社会福祉学科	高等学校（福祉）教諭免許状	37,000 円
	スクールソーシャルワーク教育課程	20,000 円
	保育課程	30,000 円
経済学部 経済学科	中学校（社会）、高等学校（公民）、高等学校（地歴）教諭免許状	37,000 円
	スポーツプログラマー・アシスタントマネジャー	1,800 円
健康科学部 福祉工学科	社会福祉士国家試験受験資格	1,800 円
健康科学部 リハビリテーション学科 介護学専攻	社会福祉士国家試験受験資格	1,800 円
子ども発達学部 心理臨床学科	公認心理師資格取得学士課程	25,000 円
国際福祉開発学部 国際福祉開発学科	中学校（英語）、高等学校（英語）教諭免許状	37,000 円
スポーツ科学部 スポーツ科学科	中学校（保健体育）、高等学校（保健体育）教諭免許状	37,000 円
	中学校（保健体育）、高等学校（保健体育）、特別支援学校教諭免許状	57,000 円

別表 5

学部等	科目名	実習費
社会福祉学部 社会福祉学科	ソーシャルワーク実習入門	1,800 円
	ソーシャルワーク実習	100,000 円
	精神保健福祉援助実習	125,000 円
	医療ソーシャルワーク実習	30,400 円
	ソーシャルワーク専門実習	30,400 円
	教育実習Ⅱ(中高)・Ⅲ(中高)*	※
	障害児教育実習	※
	社会福祉援助技術 現場実習(教職)	30,400 円
	保育実習Ⅰ-A	12,000 円
	保育実習Ⅰ-B	20,000 円
	保育実習Ⅱ(保育所)	12,000 円
	保育実習Ⅲ(施設)	20,000 円
	海外フィールドワーク** (オーストラリア)	400,000 円
	(インド)	300,000 円
(フィリピン)	320,000 円	
経済学部 経済学科	教育実習Ⅱ(中高)・Ⅲ(中高)*	※
	海外事情研究** (オーストラリア)	400,000 円
	(インド)	300,000 円
	海外フィールドワークⅢ** (フィリピン)	320,000 円
健康科学部 福祉工学科、 健康科学部 リハビリテーション学科 介護学専攻	相談援助実習指導Ⅰ	1,800 円
	相談援助実習指導Ⅱ	
	相談援助実習指導Ⅲ	
	相談援助実習指導Ⅳ	
	相談援助実習A・B	60,800 円
健康科学部 福祉工学科	国際理解** (オーストラリア)	400,000 円
	(インド)	300,000 円
	(フィリピン)	320,000 円

子ども発達学部 子ども発達学科	教育実習Ⅱ（幼）、教育実習Ⅱ（小）＊、 教育実習Ⅱ（中）＊、障害児教育実習Ⅱ	※
	保育実習ⅠA（保育所）	12,000円
	保育実習ⅠB（施設）	20,000円
	保育実習Ⅱ（保育所）	12,000円
	保育実習Ⅲ（施設）	20,000円
	海外フィールドワーク** （オーストラリア） （インド） （フィリピン）	400,000円 300,000円 320,000円
子ども発達学部 心理臨床学科	心理実習Ⅱ	10,000円
	海外フィールドワーク** （オーストラリア） （インド） （フィリピン）	400,000円 300,000円 320,000円
国際福祉開発学部 国際福祉開発学科	教育実習Ⅱ（中高）・Ⅲ（中高）＊	※
	国際フィールドワークⅠ・Ⅱ** （オーストラリア） （インド） （フィリピン） （マレーシア） （カンボジア） （アメリカ）	400,000円 300,000円 320,000円 280,000円 250,000円 330,000円
スポーツ科学部 スポーツ科学科	教育実習Ⅱ（中高）・Ⅲ（中高）＊	※
	障害児教育実習Ⅱ	※
	海外フィールドワーク** （オーストラリア） （インド） （フィリピン）	400,000円 300,000円 320,000円

* 教育実習を小学校あるいは中学校で行う場合、上記の他に愛知県社会福祉協議会が定める介護等体験費用（8,000円程度）を徴収する。

**外国為替や航空運賃等の変動を踏まえて、毎年、最終確定額を公示する。

※教育実習費は実習受入先学校により異なる。平均額は12,000円。

別表6

入学検定料	9,000円
入学料	16,500円
研究料（年額）	38,500円

別表7

入学検定料	10,000円	
入学金	20,000円	
履 修 料	講義	1単位につき10,000円
	教職実践演習 保育・教職実践演習を含む （教職課程開講科目）	1単位につき10,000円
	高等学校福祉科 社会福祉援助技術現場実習 （教職課程開講科目）	1単位につき15,000円
	保育実習	1単位につき10,000円
	演習 （保育課程開講科目）	1単位につき10,000円

別表8

入学検定料	9,000円
入学料	16,500円
聴講料 （1単位）	（講義） 5,500円

別表9

在籍料（1学期につき）	30,000円
-------------	---------

別表10

入学検定料		10,000円
入学金・継続料		10,000円
特例科目登録料		1年につき15,000円
特例科目履修料	単位履修料	1単位につき5,400円
	スクーリング履修料	1科目につき5,000円

日本福祉大学学則の変更の事由および変更点について

1. 変更の事由

新たにスポーツ科学研究科スポーツ科学専攻修士課程を設置するため。

2. 変更内容

1) 第9条第2項の第11号に「スポーツ科学研究科」を加える。

2) 附則として、「76 本学則は、令和3年4月1日より一部改正施行する」を加える。

3. 変更時期

令和3(2021)年4月1日より改正施行

4. 新旧対照表

別紙「日本福祉大学大学院学則(新旧対照表)」のとおり

日本福祉大学学則（新旧対照表）

新	旧
<p>第1条～第8条（省略） （評議会）</p> <p>第9条 本学に、本学の重要事項を審議するため評議会を置く。</p> <p>2 評議会は次の各号に掲げる評議員をもって組織する。</p> <p>(1)～(10) （省略）</p> <p>(11)福祉社会開発研究科、社会福祉学研究科、医療・福祉マネジメント研究科、国際社会開発研究科、<u>看護学研究科及びスポーツ科学研究科</u>の各研究科長</p> <p>(12)～(16) （省略）</p> <p>3～4 （省略）</p> <p>第10条～第59条（省略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～75 （省略）</p> <p>76 <u>本学則は、令和3年4月1日より一部改正施行する。</u></p> <p>別表1～別表10（省略）</p>	<p>第1条～第8条（省略） （評議会）</p> <p>第9条 本学に、本学の重要事項を審議するため評議会を置く。</p> <p>2 評議会は次の各号に掲げる評議員をもって組織する。</p> <p>(1)～(10) （省略）</p> <p>(11)福祉社会開発研究科、社会福祉学研究科、医療・福祉マネジメント研究科、国際社会開発研究科及び看護学研究科の各研究科長</p> <p>(12)～(16) （省略）</p> <p>3～4 （省略）</p> <p>第10条～第59条（省略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～75 （省略）</p> <p>別表1～別表10（省略）</p>

日本福祉大学大学院スポーツ科学研究科委員会規則（案）

（目的）

第1条 日本福祉大学大学院スポーツ科学研究科委員会（以下、研究科委員会）の運営に関する事項は、日本福祉大学大学院学則に定めるほかは、本規則の定めによる。

（構成）

第2条 研究科委員会は、当該研究科に所属する専任教員をもって構成する。

（役職者）

第3条 研究科委員会に研究科長を置く。

2 研究科長の選出に係わる規則は別に定める。

3 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げないが、連続して最長3期6年を上限とする。ただし、研究科長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（召集・議長）

第4条 研究科委員会は、研究科長が招集し、議長となる。

2 議長に事故あるときは、研究科運営委員のうちあらかじめ指名されたものがこれを代行する。

（定足数）

第5条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、定足数の5分の1以内は委任状をもってかえることができる。

（議決）

第6条 議決は、学位授与に関する事項のほかは、出席者の過半数の賛成をもって決定する。

（議事）

第7条 研究科委員会は次に掲げる事項について審議し、その結果を学長に進達する。

- (1) 入学試験に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 課程修了の認定に関する事項
- (4) 学位論文の審査に関する事項
- (5) 学位授与に関する事項
- (6) 学生の身分に関する事項
- (7) 大学院担当教員に関する事項
- (8) その他、研究科委員会が必要と認める事項

(研究科運営委員会)

第8条 研究科委員会に研究科運営委員会を置く。

2 研究科運営委員会の構成及び業務内容は次の各号による。

(1) 研究科運営委員会は次に掲げる者で構成し、研究科長が統括する。

研究科長

研究科長が指名し、研究科委員会で承認された委員若干名

大学院事務室長

(2) 研究科運営委員会は、研究科委員会の審議、決定事項について立案・調整及びその執行にあたる。

(3) 研究科運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、研究科運営委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事録)

第9条 研究科委員会の議事録は大学院事務室が作成し、研究科長がこれを管理する。

(規則の所管課室)

第10条 本規則の所管課室は大学院事務室とする。

(規則の改廃)

第11条 本規則の改廃は、研究科委員会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

附 則

1 この規則は、2021年4月1日から施行する。